

水俣市議会会議録

令和3年6月第2回定例会 (6月11日開会)
(7月1日閉会)

水俣市議会

令和3年6月第2回定例会（6月11日招集）会期日程表

（会期 6月11日から7月1日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月11日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	12日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	13日	日			市の休日（日曜日）
4	14日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
5	15日	火			議案調査
6	16日	水			議案調査
7	17日	木			議案調査
8	18日	金			議案調査
9	19日	土			市の休日（土曜日）
10	20日	日			市の休日（日曜日）
11	21日	月			議案調査
12	22日	火	午前9時30分		本会議
13	23日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	24日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	25日	金	————	委員会	委員会
16	26日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	27日	日			市の休日（日曜日）
18	28日	月	————	委員会	委員会
19	29日	火		休 会	議事整理日
20	30日	水		休 会	議事整理日
21	7月1日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

※22日の本会議において、23日を休会とし、24日は一般質問がなく、午前10時からの開会とした。

令和3年6月第2回水俣市議会定例会会議録目次

令和3年6月11日（金） —— 1日目 ——

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表	2
開 会	3
全国市議会議長会表彰状の伝達	3
○田口憲雄君のあいさつ	3
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
休憩・開議	5
議長辞職について（日程追加）	6
採 決	6
○岩阪雅文君のあいさつ	8
休憩・開議	8
議長の選挙について（日程追加）	9
○牧下恭之君のあいさつ	10
休憩・開議	10
副議長の選挙について（日程追加）	11
○谷口明弘君のあいさつ	12
議席の一部変更について（日程追加）	13
日程第3 常任委員及び議会運営委員の選任について	13
休憩・開議	14
正副委員長互選の結果	14
日程第4 環境対策特別委員、高速交通対策特別委員の補欠選任について	14
議案上程	14
日程第5 議第50号 専決処分の報告及び承認について	

	専第3号	水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について…	1 - 15
日程第6	議第51号	専決処分の報告及び承認について	
	専第4号	令和2年度水俣市一般会計補正予算(第18号) ……	19
日程第7	議第52号	専決処分の報告及び承認について	
	専第5号	令和3年度水俣市一般会計補正予算(第1号) ……	22
日程第8	議第53号	専決処分の報告及び承認について	
	専第6号	令和3年度水俣市一般会計補正予算(第2号) ……	23
日程第9	議第54号	専決処分の報告及び承認について	
	専第7号	令和3年度水俣市一般会計補正予算(第3号) ……	24
日程第10	議第55号	水俣市営住宅の一部を改正する条例の制定について…	25
日程第11	議第56号	水俣エコハウスの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて…	26
日程第12	議第57号	令和3年度水俣市一般会計補正予算(第4号) ……	26
日程第13	議第58号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) ……	28
日程第14	議第59号	令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) ……	29
日程第15	議第60号	令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号) ……	29
日程第16	議第61号	令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第1号) ……	30
日程第17	議第62号	市道の路線廃止について…	31
日程第18	議第63号	市道の路線認定について…	31
日程第19	議第64号	財産の取得について…	32
日程第20	議第65号	財産の取得について…	33
	市長の提案理由説明…		33
散	会…		37

令和3年6月22日(火) — 2日目 —

出欠席議員…	2 - 1
事務局職員出席者…	1
説明のため出席した者…	1
議事日程第2号…	2
開 議…	2
諸般の報告…	2

日程第1 一般質問	2 - 2
○田中睦君の質問	3
1 新型コロナワクチン接種について	3
2 再生可能エネルギー事業の諸問題について	3
3 チッソ株式会社の業績改善計画について	3
4 映画「MINAMATA」について	4
市長の答弁	4
福祉環境部長の答弁	4
○田中睦君の再質問	5
福祉環境部長の答弁	6
○田中睦君の再々質問	6
福祉環境部長の答弁	6
産業建設部長の答弁	7
○田中睦君の再質問	7
産業建設部長の答弁	8
○田中睦君の発言	8
市長の答弁	9
○田中睦君の再質問	9
市長の答弁	10
○田中睦君の再々質問	10
市長の答弁	11
副市長の答弁	11
○田中睦君の再質問	12
副市長の答弁	12
市長の答弁	12
○田中睦君の再々質問	13
市長の答弁	13
休憩・開議	14
○高岡朱美君の質問	14
1 コロナ禍の経済支援策について	14
2 コロナ陽性者情報の発信のあり方について	14
3 災害の誘発を防ぐための林地開発を伴う再生可能エネルギー事業者への規制につ	

いて	2 - 15
4 避難所確保と避難所の環境改善について	15
5 チッソ(株)の業績改善計画について	15
市長の答弁	15
産業建設部長の答弁	16
○高岡朱美君の再質問	18
産業建設部長の答弁	19
福祉環境部長の答弁	20
○高岡朱美君の発言	20
福祉環境部長の答弁	21
○高岡朱美君の再質問	22
福祉環境部長の答弁	22
○高岡朱美君の発言	23
産業建設部長の答弁	23
○高岡朱美君の再質問	24
産業建設部長の答弁	25
○高岡朱美君の再々質問	26
産業建設部長の答弁	27
副市長の答弁	27
○高岡朱美君の再質問	29
副市長の答弁	29
市長の答弁	30
○高岡朱美君の再質問	31
市長の答弁	31
○高岡朱美君の再々質問	31
市長の答弁	31
日程第2 休会について	32
採 決	32
散 会	32

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	3
質 疑	3
日程第1 議第50号 専決処分の報告及び承認について	
専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	3
日程第2 議第51号 専決処分の報告及び承認について	
専第4号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第18号）	3
日程第3 議第52号 専決処分の報告及び承認について	
専第5号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	3
日程第4 議第53号 専決処分の報告及び承認について	
専第6号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	3
日程第5 議第54号 専決処分の報告及び承認について	
専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	4
日程第6 議第55号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第7 議第56号 水俣エコハウスの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第8 議第57号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	4
日程第9 議第58号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	5
日程第10 議第59号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	5
日程第11 議第60号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	5
日程第12 議第61号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	5
日程第13 議第62号 市道の路線廃止について	5
日程第14 議第63号 市道の路線認定について	6
日程第15 議第64号 財産の取得について	6
日程第16 議第65号 財産の取得について	6
議案上程	6
日程第17 議第66号 水俣市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について	6

日程第18 議第67号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	3 - 7
市長の提案理由説明	8
休憩・開議	9
質 疑	9
委員会付託	9
散 会	9

令和3年7月1日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議第50号専決処分の報告及び承認についてから、日程第18議第67号令和3年度水俣市一般会計補正予算（第5号）まで、18件に関する委員会の審査報告	3
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	8
委員会審査報告書	11
委員長報告に対する質疑	13
討 論	13
○高岡朱美君の反対討論（議第56号）	13
○藤本壽子君の反対討論（議第56号）	13
採 決	14
日程第19 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	15
採 決	16
閉会中継続審査・調査申出書	16
議案上程	17
日程第20 議第68号 固定資産評価員の選任について	17
日程第21 議第69号 人権擁護委員候補者の推薦について	17
日程第22 議第70号 人権擁護委員候補者の推薦について	18

○市長の提案理由説明	4 - 18
質 疑	19
討 論	19
採 決	19
日程第23 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	20
閉 会	20

令和3年6月11日

令和3年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

令和3年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和3年6月11日水俣市長第2回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和3年6月11日午前10時0分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和3年7月1日午前10時41分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和3年6月11日（金曜日）

午前10時0分 開会

午後2時22分 散会

（出席議員） 16人

牧下恭之君	田中陸君	平岡朱君
高岡朱美君	渕上茂樹君	木戸理江君
小路貴紀君	桑原一知君	杉迫一樹君
藤本壽子君	岩村龍男君	田口憲雄君
谷口明弘君	真野頼隆君	岩阪雅文君
松本和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（設楽 聡君）	主 幹（関 洋一君）
主 幹（中村亮彦君）	主 任（藤澤 亜未君）

（説明のため出席した者） 12人

市 長（高岡利治君）	副 市 長（小林信也君）
福祉環境部長（高三瀧 晋君）	産業建設部長（本田聖治君）
教 育 長（小島泰治君）	総合医療センター事務部長（松木幸蔵君）
教 育 次 長（坂本禎一君）	上下水道局長（金子昌宏君）
総務企画部市長公室長（鎌田みゆき君）	総務企画部総務課長（梅下俊克君）
総務企画部地域振興課長（柿本英行君）	総務企画部財政課長（岡本夫美代君）

○議事日程 第1号

令和3年6月11日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 常任委員及び議会運営委員の選任について
- 第4 環境対策特別委員、高速交通対策特別委員の補欠選任について
- 第5 議第50号 専決処分の報告及び承認について
 - 専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第51号 専決処分の報告及び承認について
 - 専第4号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第18号）
- 第7 議第52号 専決処分の報告及び承認について
 - 専第5号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 第8 議第53号 専決処分の報告及び承認について
 - 専第6号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第9 議第54号 専決処分の報告及び承認について
 - 専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第10 議第55号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第56号 水俣エコハウスの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第57号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 第13 議第58号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議第59号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議第60号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議第61号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第17 議第62号 市道の路線廃止について
- 第18 議第63号 市道の路線認定について
- 第19 議第64号 財産の取得について
- 第20 議第65号 財産の取得について

令和3年6月第2回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所 及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について	水俣市陣内1丁目2-11 水俣たばこ販売組合 代表 小笠原 雄太郎	/	厚生文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

議長辞職について

議長の選挙について

副議長の選挙について

議席の一部変更について

開会

午前10時0分 開会

○議長（岩阪雅文君） ただいまから令和3年第2回水俣市議会定例会を開会します。

全国市議会議長会表彰状の伝達

○議長（岩阪雅文君） 会議に入ります前に、去る5月26日に、開催された全国市議会議長会第97回定期総会において、田口憲雄議員、谷口明弘議員が議員10年勤続の表彰を受けられました。

これから表彰状を伝達します。

被表彰者の両議員は、演壇の前までお願いします。

（議長が表彰状を朗読し、両議員に表彰状を伝達する。）

○議長（岩阪雅文君） 被表彰者を代表し、田口憲雄議員から発言を求められております。

この際、発言を許します。

田口憲雄議員。

（田口憲雄君登壇）

○田口憲雄君 おはようございます。このたび私どもは、全国市議会議長会の会長様より10年の議員活動の節目に当たり表彰をいただきました。誠にありがたく大変光栄に思っております。二人を代表して、ここに一言お礼を申し上げます。

思い起こせば、私どもが初当選したのが平成23年でした。くしくもその年は、東北を中心に2万2,000人余りの死者・行方不明者が発生した東日本大震災が起きた年でした。ここに改めて犠牲となられた多くの方々の御冥福をお祈りいたします。

私どもがこの10年間取り組んできたことは、水俣市の発展と水俣市民の福祉の向上であったと思います。今後の課題も多々あると考えておりますが、私どもはこれを機にさらに研さんに励み、議員としての資質をさらに向上しながら、所期の目標達成のためにこれからも頑張っていきたいと決意を新たにしております。

今後とも、皆様方の御指導、御鞭撻、そして御協力のほどよろしく願いいたしまして、御挨拶にかえさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。(拍手)

○議長（岩阪雅文君） 以上で全国市議会議長会の表彰状の伝達を終わります。

○議長（岩阪雅文君） これから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告5件、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費の報告1件、地方自治法施行令第150条第3項の規定による事故繰越しの報告1件、地方公営企業法第26条第3項の規定による予算の繰越しの報告2件、地方自治法第243条の3第2項の規定による株式会社みなまた、水俣市土地開発公社の経営状況報告各1件、以上11件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、淵上茂樹議員から環境対策特別委員の辞任願が、岩村龍男議員、牧下恭之議員から高速交通対策特別委員の辞任願が提出されました。

次に、本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、厚生文教委員会に付託します。

次に、監査委員から、令和3年1月分、2月分、3月分の公営企業会計及び令和3年2月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告、並びに令和2年度公営企業会計分の定期監査結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、高三瀧福祉環境部長、本田産業建設部長、鎌田市長公室長、梅下総務課長、柿本地域振興課長、岡本財政課長、小島教育長、坂本教育次長、松木総合医療センター事務部長、金子上下水道局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において木戸理江議員、谷口明弘議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

令和3年6月第2回定例会（6月11日招集）会期日程表

（会期 6月11日から7月1日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月11日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	12日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	13日	日			市の休日（日曜日）
4	14日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
5	15日	火			議案調査
6	16日	水			議案調査
7	17日	木			議案調査
8	18日	金			議案調査
9	19日	土			市の休日（土曜日）
10	20日	日			市の休日（日曜日）
11	21日	月			議案調査
12	22日	火	午前9時30分		本会議
13	23日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	24日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	25日	金	————	委員会	委員会
16	26日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	27日	日			市の休日（日曜日）
18	28日	月	————	委員会	委員会
19	29日	火		休 会	議事整理日
20	30日	水		休 会	議事整理日
21	7月1日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（岩阪雅文君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から7月1日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

○議長（岩阪雅文君） この際、議事の都合によりしばらく休憩します。

午前10時11分 休憩

○副議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長にかわり議事を進めます。

ただいま岩阪雅文議長から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがってこの際議長辞職についてを日程に追加し、議題とします。

議長辞職について（日程追加）

○副議長（牧下恭之君） 議長辞職についてを議題とします。

まず、その辞職願を朗読させます。

（職員朗読）

辞 職 願

私儀

今般一身上の都合により水俣市議会議長の職を辞職いたしたく存じますので御許可くださいますようお願い申し上げます。

令和3年6月11日

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文

水俣市議会副議長 牧 下 恭 之 様

○福議長（牧下恭之君） これから岩阪雅文議長の議長辞職についてを採決します。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（牧下恭之君） ただいまの出席議員数は14人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○副議長（牧下恭之君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（牧下恭之君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○副議長(牧下恭之君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

議長の辞職を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

○副議長(牧下恭之君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(牧下恭之君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(牧下恭之君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小路貴紀議員及び田口憲雄議員を指名します。

したがって両議員の立ち会いをお願いします。

(投票点検)

○副議長(牧下恭之君) 投票の結果を報告します。

投票総数 14票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛成 13票

反対 1票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって岩阪雅文議員の議長辞職については、許可することに決定しました。

(岩阪雅文君入場)

○副議長(牧下恭之君) この際前議長の岩阪雅文議員から発言を求められておりますので、これ

から発言を許します。

岩阪雅文議員。

(岩阪雅文君登壇)

○岩阪雅文君 貴重な時間をいただきましたので、議長辞職にあたり一言御挨拶を申し上げます。

一昨年の市議会議員改選後、議員皆さま方の御推挙により、議長の席をいただきました。それから、はや2年。今日を迎えたわけでございます。この間、精一杯の努力をしてまいりましたが、十分であったか、いささか不安のある所でもございます。

この2年間、仮庁舎、仮議場という広い空間の中での運営は、議員をはじめ、職員の方々、傍聴される市民の方々にも何かと御不便も多かったことと思います。加えて、一昨年末から、新型コロナウイルス感染症が発生し、御承知のようにマスクをしておきの議事進行や一般質問、傍聴の制限等、かつてない変則的な議会運営も余儀なくされました。その意味では議員をはじめ、職員、市民の皆さまにも戸惑いも多かった2年間ではなかったかと思えます。

また、事務局におかれては、仮議場の設営、撤去に多大の時間を費やされました。また、私自身、議長としましては、果たすべき対外的な職務も多くが制限され、十分な活動ができなかったことは、少々、残念な思いもしております。もちろん、議員各位におかれても同様ではなかったかと思えます。

しかし、そのような中でも、議会運営事項であります。一般質問、質疑要領の手引きや議長の発議による全員協議会運営規程、各派代表者会議運営規程。これまで、長年、市議会会議録が水俣市議会事務局発行となっていたものを、地方自治法第123条に基づき水俣市議会発行に改めさせていただきました。タブレット導入検討についても、引き続き、検討をお願いしたいと思います。議員各位の御協力に改めて御礼を申し上げます。

今後は、2年間の貴重な経験を活かし、引き続き新型コロナウイルス感染症対策、新庁舎の建設等々、山積する課題に対して、市民の皆さまの負託にこたえるべく、これまで以上の施策の推進に努めてまいります。新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を願い、2年間の御協力に感謝しますとともに、皆さまの御多幸と御健勝を心から祈念申し上げ辞任の御挨拶といたします。誠にありがとうございました。(拍手)

○副議長(牧下恭之君) この際議事の都合によりしばらく休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時37分 開議

○副議長(牧下恭之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

議長の選挙について(日程追加)

○副議長(牧下恭之君) これから議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長(牧下恭之君) ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○副議長(牧下恭之君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(牧下恭之君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○副議長(牧下恭之君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

○副議長(牧下恭之君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(牧下恭之君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（牧下恭之君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小路貴紀議員及び田口憲雄議員を指名します。

したがって、両議員の立ち会いを願います。

（投票点検）

○副議長（牧下恭之君） 投票の結果を報告します。

投票総数 16票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中、

牧下恭之議員 11票

田中陸議員 5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、私、牧下恭之が議長に当選となり、会議規則第32条第2項の規定により議長当選を告知します。

この際、この場を借りて、新議長としての御挨拶をさせていただきます。

（牧下恭之議員登壇）

○牧下恭之君 この度、議長に選任をいただきました牧下恭之でございます。

昨年来の豪雨災害、世界中に広がったコロナ禍で、多くの犠牲者が発生しました。市民の安全安心を築くために、議員の皆さまと市政発展に全力で取り組んでまいる決意であります。どうかよろしくお願いいたします。（拍手）

（議長 牧下恭之君議長席に着く）

○議長（牧下恭之君） この際、午後1時30分まで休憩します。

午前10時46分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

副議長の選挙について(日程追加)

○議長(牧下恭之君) これから副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(牧下恭之君) ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(牧下恭之君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(牧下恭之君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

○議長(牧下恭之君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(牧下恭之君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小路貴紀議員及び田口憲雄議員を指名します。

したがって両議員の立ち会いをお願いします。

(投票点検)

○議長（牧下恭之君） 投票の結果を報告します。

投票総数 16票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中、

谷口明弘議員 11票

高岡朱美議員 5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって谷口明弘議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました谷口明弘議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により副議長当選の告知をします。

(「議長」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 谷口明弘議員。

(谷口明弘君登壇)

○谷口明弘君 ただいま皆さま方の御推挙をいただき、副議長の大役を拝命することになりました。就任にあたりまして、一言、御挨拶申し上げます。

午前中にもありましたように、3期目、10年目、あっという間に議員生活、過ぎてまいりました。これもひとえに支持者の皆さま、高岡市長をはじめ執行部の皆さま、あとは、引退されました議員、または、こちらにいらっしゃる同僚議員の皆さまのおかげであると考えております。

政治状況に目を移しますと、少子高齢化という全国的な問題、当然のことながら、コロナ禍という未曾有の状況にもかかわらず、また、毎年繰り返される自然災害、問題は山積しております。また、高岡市長が取り組みはじめられました財政再建という課題も、大変重い課題が水俣市に突き付けられておりますが、私も、牧下議長を補佐しながら、今後は、精一杯、身も細る思いで努力してまいりますので、皆さま方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

就任の挨拶といたします。ありがとうございます。(拍手)

○議長（牧下恭之君） この際お諮りします。

議長の交代に伴い議席の一部を変更する必要が生じたので、議席の一部変更についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって議席の一部変更についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議席の一部変更について(日程追加)

○議長(牧下恭之君) 議席の一部変更についてを議題とします。

議席の一部変更については、会議規則第4条第3項の規定により、議長において指定します。

私、牧下恭之の議席番号15番を1番に、岩阪雅文議員の議席番号1番を15番に、それぞれ変更します。

したがって、岩阪雅文議員は、ただいま指定しました議席に御着席をお願いします。

(岩阪雅文君 新議席に着く)

日程第3 常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長(牧下恭之君) 日程第3、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、田中睦議員、平岡朱議員、渕上茂樹議員、木戸理江議員、小路貴紀議員、田口憲雄議員、真野頼隆議員、岩阪雅文議員、以上8人を総務産業常任委員に、高岡朱美議員、桑原一知議員、杉迫一樹議員、藤本壽子議員、岩村龍男議員、谷口明弘議員、松本和幸議員、私、牧下恭之、以上8人を厚生文教常任委員に、高岡朱美議員、小路貴紀議員、桑原一知議員、藤本壽子議員、岩村龍男議員、松本和幸議員、以上6人を議会運営委員に、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました以上の議員をそれぞれ常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

ただいま選任を終わりました常任委員及び議会運営委員は、正副委員長互選のため直ちに委員会を御開催願います。

委員会開催のため、しばらく休憩します。

午後1時43分 休憩

午後2時7分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

総務産業常任委員会

委員長 小路貴紀議員

副委員長 田口憲雄議員

厚生文教常任委員会

委員長 桑原一知議員

副委員長 松本和幸議員

議会運営委員会

委員長 岩村龍男議員

副委員長 小路貴紀議員

以上です。

日程第4 環境対策特別委員、高速交通対策特別委員の補欠選任について

○議長（牧下恭之君） 日程第4、環境対策特別委員、高速交通対策特別委員の補欠選任を行います。

お諮りします。

委員会条例第8条第1項の規定により、環境対策特別委員の補欠選任については、岩村龍男議員を、高速交通対策特別委員の補欠選任については、淵上茂樹議員、岩阪雅文議員を、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました以上の議員をそれぞれ環境対策特別委員、高速交通対策特別委員に選任することに決定しました。

日程第5 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第51号 専決処分の報告及び承認について

- 専第4号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第18号）
- 日程第7 議第52号 専決処分の報告及び承認について
専第5号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第53号 専決処分の報告及び承認について
専第6号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第54号 専決処分の報告及び承認について
専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議第55号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第56号 水俣エコハウスの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第57号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議第58号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第59号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議第60号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第61号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第62号 市道の路線廃止について
- 日程第18 議第63号 市道の路線認定について
- 日程第19 議第64号 財産の取得について
- 日程第20 議第65号 財産の取得について
- 議長（牧下恭之君） 日程第5、議第50号専決処分の報告及び承認についてから、日程第20、議第65号財産の取得についてまで、16件を一括して議題とします。

議第50号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月11日提出

水俣市長 高岡利治

専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

専第3号

専 決 処 分 書

水俣市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

令和3年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市税条例等の一部を改正する条例

第1条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経路すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第20項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第21項を削り、同条第22項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を同条第22項とし、

同条第24項を同条第23項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 水俣市税条例等の一部を改正する条例(令和2年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、水俣市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第50条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中水俣市税条例第34条の7第1項の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中水俣市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の水俣市税条例(以下「新条例」という。)第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。)以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の水俣市税条例(次項及び第3項において「旧条例」という。)第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 4 前条第2号に掲げる規定による改正後の水俣市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第51号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月11日提出

水俣市長 高岡利治

専第4号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第18号）

専第4号

専 決 処 分 書

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第18号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

令和2年度水俣市一般会計補正予算(第18号)

令和2年度水俣市の一般会計補正予算(第18号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ129,622千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,247,206千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第18号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
13 国庫支出金		6,143,623	△14,661	6,128,962
	1 国庫負担金	2,268,644	△7,162	2,261,482
	2 国庫補助金	3,869,901	△7,499	3,862,402
14 県支出金		1,692,564	3,762	1,696,326
	2 県補助金	782,664	3,762	786,426
17 繰入金		815,128	218,114	1,033,242
	1 基金繰入金	694,878	218,535	913,413
	2 特別会計繰入金	120,250	△421	119,829
19 諸収入		417,286	△4,965	412,321
	4 雑入	318,078	△4,965	313,113
20 市債		3,773,548	△331,872	3,441,676
	1 市債	3,773,548	△331,872	3,441,676
補正されなかった款に係る額		9,534,679		9,534,679
歳入合計		22,376,828	△129,622	22,247,206

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		6,313,862	△18,641	6,295,221
	1 総務管理費	5,945,383	△18,641	5,926,742
3 民生費		5,774,178	0	5,774,178
	2 児童福祉費	1,997,212	0	1,997,212
4 衛生費		2,172,755	△16,534	2,156,221
	1 保健衛生費	432,573	△800	431,773
	2 清掃費	960,398	△11,290	949,108
	3 簡易水道設置費	2,519	△1,048	1,471
	4 環境対策費	164,843	△3,396	161,447
5 農林水産業費		703,800	△1,167	702,633
	1 農業費	321,857	△1,167	320,690
	3 水産業費	72,826	0	72,826

6 商工費		1,404,345	△64,489	1,339,856
	1 商工費	667,206	△40,212	626,994
	2 総合経済対策費	737,139	△24,277	712,862
7 土木費		1,315,887	△3,260	1,312,627
	2 道路橋りょう費	600,700	△3,216	597,484
	3 河川費	59,658	0	59,658
	5 都市計画費	534,654	△44	534,610
8 消防費		531,360	△11,900	519,460
	1 消防費	531,360	△11,900	519,460
9 教育費		1,409,737	△2,275	1,407,462
	1 教育総務費	357,393	0	357,393
	2 小学校費	176,071	△1,010	175,061
	3 中学校費	87,887	0	87,887
	4 社会教育費	428,172	△165	428,007
	5 保健体育費	360,214	△1,100	359,114
10 災害復旧費		945,960	△11,356	934,604
	1 農林水産施設災害復旧費	161,547	0	161,547
	2 公共土木施設災害復旧費	784,294	△11,356	772,938
補正されなかった款に係る額		1,804,944		1,804,944
歳 出 合 計		22,376,828	△129,622	22,247,206

第2表 繰越明許費補正

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
4 衛生費	4 環境対策費	家庭部門低炭素総合事業	千円 5,686	家庭部門低炭素総合事業	千円 5,886
9 教育費	5 保健体育費	国際スポーツ大会関係経費	469	国際スポーツ大会関係経費	1,372

第3表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等（農業農村事業）	千円 24,700				千円 24,200			
災害復旧事業	1,739,400				1,611,500			
一般単独（一般）事業	95,200				91,000			
地方道路等整備事業	52,100				44,900			
緊急防災・減災事業	9,200				8,800			
緊急自然災害防止対策事業	54,200				53,000			
過疎対策事業	1,197,700				1,021,900			
減収補てん債	56,672				42,000			
補正されなかった事業に係る額	544,376				544,376			
計	3,773,548				3,441,676			

議第52号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月11日提出

水俣市長 高岡利治

専第5号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

専第5号

専 決 処 分 書

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月7日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

令和3年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,246千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,671,246千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14 国庫支出金		2,415,206	60,245	2,457,451
	2 国庫補助金	397,477	60,245	457,722
20 諸収入		260,453	1	260,454
	3 雑入	249,570	1	249,571
補正されなかった款に係る額		14,935,341		14,935,341
歳 入 合 計		17,611,000	60,246	17,671,246

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 民生費		5,525,772	26,270	5,552,042
	2 児童福祉費	1,865,568	26,270	1,891,838
6 商工費		706,118	33,976	740,094
	1 商工費	185,902	33,976	219,878

補正されなかった款に係る額	11,379,110		11,379,110
歳 出 合 計	17,611,000	60,246	17,671,246

議第53号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月11日提出

水俣市長 高岡利治

専第6号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

専第6号

専 決 処 分 書

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和3年5月15日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

5月の梅雨前線豪雨による災害復旧のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

令和3年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,419千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,720,665千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		70,803	4,450	75,253
	1 分担金	17,045	4,450	21,495
15 県支出金		1,432,543	3,000	1,435,543
	2 県補助金	484,134	3,000	487,134
18 繰入金		723,641	22,969	746,610
	2 基金繰入金	543,798	22,969	566,767
21 市債		3,905,900	19,000	3,924,900
	1 市債	3,905,900	19,000	3,924,900

補正されなかった款に係る額	11,538,359		11,538,359
歳入合計	17,671,246	49,419	17,720,665

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
10 災害復旧費		50	49,419	49,469
	1 農林水産施設災害復旧費	1	36,319	36,320
	2 公共土木施設災害復旧費	49	13,100	13,149
補正されなかった款に係る額		17,671,196		17,671,196
歳出合計		17,671,246	49,419	17,720,665

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 2,331,700				千円 2,350,700			
補正されなかった事業に係る額	1,574,200				1,574,200			
計	3,905,900				3,924,900			

議第54号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

令和3年6月11日提出

水俣市長 高岡 利治

専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

専第7号

専決処分書

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和3年5月25日専決

水俣市長 高岡 利治

(専決処分を必要とする理由)

新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

令和3年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,397千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

17,750,062千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14 国庫支出金		2,475,451	29,397	2,504,848
	2 国庫補助金	457,722	29,397	487,119
補正されなかった款に係る額		15,245,214		15,245,214
歳 入 合 計		17,720,665	29,397	17,750,062

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 民生費		5,552,042	20,762	5,572,804
	2 児童福祉費	1,891,838	20,762	1,912,600
4 衛生費		1,848,053	8,635	1,856,688
	1 保健衛生費	489,254	8,635	497,889
補正されなかった款に係る額		10,320,570		10,320,570
歳 出 合 計		17,720,665	29,397	17,750,062

議第55号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年6月11日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「寡婦」の次に「若しくはひとり親」を加える。

別表中

丸島団地	昭和25年度～26年度	水俣市丸島町1丁目131番地	木造平屋	8	を
丸島団地	昭和25年度～26年度	水俣市丸島町1丁目131番地	木造平屋	6	に、
田平団地	昭和28年度～30年度	水俣市古城1丁目577番地	木造平屋	7	を
河原団地	昭和34年度	水俣市大園町3丁目88番地	簡易耐火2階	8	
白浜団地	平成16年度～24年度	水俣市白浜町113番地	低層耐火2階 中層耐火4階	85	

田平団地	昭和28年度～30年度	水俣市古城1丁目577番地	木造平屋	7	に
白浜団地	平成16年度～24年度	水俣市白浜町113番地	低層耐火2階 中層耐火4階	85	

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公営住宅法施行令の一部を改正する政令の施行及び河原団地の除却等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第56号

水俣エコハウスの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣エコハウスの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年6月11日提出

水俣市長 高岡利治

水俣エコハウスの設置等に関する条例の一部を改正する条例
水俣エコハウスの設置等に関する条例（平成25年条例第36号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項第1号中「月曜日」の次に「から木曜日まで」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

水俣エコハウスの休館日を変更するため、本案のように制定しようとするものである。

議第57号

令和3年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,834千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,804,896千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年6月11日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳 入		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計

14 国庫支出金		2,504,848	80,616	2,585,464
	2 国庫補助金	487,119	80,616	567,735
15 県支出金		1,435,543	3,225	1,438,768
	2 県補助金	487,134	3,225	490,359
18 繰入金		746,610	△22,970	723,640
	2 基金繰入金	566,767	△22,970	543,797
19 繰越金		1	73,047	73,048
	1 繰越金	1	73,047	73,048
20 諸収入		260,454	1,316	261,770
	3 雑入	249,571	1,316	250,887
21 市債		3,924,900	△80,400	3,844,500
	1 市債	3,924,900	△80,400	3,844,500
補正されなかった款に係る額		8,877,706		8,877,706
歳 入 合 計		17,750,062	54,834	17,804,896

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 議会費		149,217	△4,580	144,637
	1 議会費	149,217	△4,580	144,637
2 総務費		4,441,641	△1,737	4,439,904
	1 総務管理費	4,080,586	28,732	4,109,318
	2 徴税費	183,420	△10,563	172,857
	3 戸籍住民基本台帳費	93,777	△10,729	83,048
	4 選挙費	40,288	27	40,315
	5 統計調査費	12,572	△3,070	9,502
	6 監査委員費	30,998	△6,134	24,864
3 民生費		5,572,804	16,245	5,589,049
	1 社会福祉費	3,095,024	14,145	3,109,169
	2 児童福祉費	1,912,600	1,495	1,914,095
	3 生活保護費	565,180	605	565,785
4 衛生費		1,856,688	18,081	1,874,769
	1 保健衛生費	497,889	3,097	500,986
	2 清掃費	809,825	10,095	819,920
	4 環境対策費	122,892	4,889	127,781
5 農林水産業費		389,641	△3,392	386,249
	1 農業費	270,744	△5,581	265,163
	2 林業費	88,749	△3,865	84,884
	3 水産業費	30,148	6,054	36,202
6 商工費		740,094	69,072	809,166
	1 商工費	219,878	△8,062	211,816
	2 総合経済対策費	520,216	77,134	597,350
7 土木費		1,319,881	△64,386	1,255,495
	1 土木管理費	3,453	131	3,584
	2 道路橋りょう費	330,605	△6,753	323,852
	5 都市計画費	590,521	△58,042	532,479

	6 住宅費	361,885	278	362,163
8 消防費		480,512	7,000	487,512
	1 消防費	480,512	7,000	487,512
9 教育費		934,241	18,531	952,772
	1 教育総務費	148,643	△3,214	145,429
	2 小学校費	142,794	7,026	149,820
	3 中学校費	101,014	534	101,548
	4 社会教育費	278,271	△7,299	270,972
	5 保健体育費	263,519	21,484	285,003
11 公債費		1,800,874	0	1,800,874
	1 公債費	1,800,874	0	1,800,874
補正されなかった款に係る額		64,469		64,469
歳 出 合 計		17,750,062	54,834	17,804,896

第2表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円 651,200				千円 570,800			
補正されなかった事業に係る額	3,273,700				3,273,700			
計	3,924,900				3,844,500			

議第58号

令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ468千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,779,568千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月11日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4 県支出金		3,222,796	65	3,222,861
	1 県補助金	3,222,796	65	3,222,861
6 繰入金		282,480	403	282,883
	1 他会計繰入金	172,155	202	172,357
	2 基金繰入金	110,325	201	110,526
補正されなかった款に係る額		273,824		273,824
歳 入 合 計		3,779,100	468	3,779,568

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		108,164	403	108,567
	1 総務管理費	72,345	776	73,121
	2 徴税費	29,221	△373	28,848
5 保健事業費		35,924	65	35,989
	2 特定健康診査等事業費	30,449	65	30,514
補正されなかった款に係る額		3,635,012		3,635,012
歳 出 合 計		3,779,100	468	3,779,568

議第59号

令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,637千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ432,250千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月11日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 繰入金		165,701	△7,637	158,064
	1 一般会計繰入金	165,701	△7,637	158,064
補正されなかった款に係る額		274,186		274,186
歳 入 合 計		439,887	△7,637	432,250

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		438,750	△7,637	431,113
	1 総務管理費	24,467	△7,558	16,909
	2 徴収費	10,177	△79	10,098
補正されなかった款に係る額		1,137		1,137
歳 出 合 計		439,887	△7,637	432,250

議第60号

令和3年度介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,011千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,849,627千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳

入歳出予算補正」による。
令和3年6月11日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
7 繰入金		598,475	2,011	600,486
	1 一般会計繰入金	598,475	2,011	600,486
補正されなかった款に係る額		3,249,141		3,249,141
歳入合計		3,847,616	2,011	3,849,627

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		70,965	2,011	72,976
	1 総務管理費	33,706	△1,019	32,687
	2 徴収費	6,194	3,030	9,224
補正されなかった款に係る額		3,776,651		3,776,651
歳出合計		3,847,616	2,011	3,849,627

議第61号

令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和3年度水俣市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 公共下水道事業収益	902,152千円	△7,337千円	894,815千円
第1項 営業収益	456,370千円	0千円	456,370千円
第2項 営業外収益	455,781千円	△7,337千円	438,444千円
第3項 特別利益	1千円	0千円	1千円
	支 出		
第1款 公共下水道事業費	912,257千円	△7,337千円	904,920千円
第1項 営業費用	855,436千円	△7,337千円	848,099千円
第2項 営業外費用	55,820千円	0千円	55,820千円
第3項 特別損失	1千円	0千円	1千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額322,982千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額311,150千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,297千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,722千円」に、「当年度分損益勘定留保資金292,685千円」を「当年度分損益勘定留保資金293,428千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正

する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	523,352千円	17,013千円	540,365千円
第1項 企業債	260,900千円	63,400千円	324,300千円
第2項 出資金	113,183千円	△51,568千円	61,615千円
第3項 負担金	225千円	0千円	225千円
第4項 補助金	149,044千円	5,181千円	154,225千円
	支	出	
第1款 資本的支出	846,334千円	5,181千円	851,515千円
第1項 建設改良費	343,901千円	5,181千円	349,082千円
第2項 企業債償還金	501,433千円	0千円	501,433千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補正前	補正後
	限 度 額	限 度 額
公共下水道事業	千円 149,200	千円 212,600

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条第1号中「職員給与費 42,918千円」を「職員給与費 41,102千円」に改める。

(他会計からの補助金等の補正)

第6条 予算第10条中「431,923千円」を「378,199千円」に改める。

令和3年6月11日提出

水俣市長 高岡利治

議第62号

市道の路線廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月11日提出

水俣市長 高岡利治

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	仁王木2号線	市渡瀬字仁王1231番地先	市渡瀬字飯田1100番2地先	なし

(提案理由)

市道の路線廃止については、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

議第63号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月11日提出

水俣市長 高岡利治

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	仁王木2号線	市渡瀬字仁王地内	市渡瀬字仁王地内	なし
2	古城8号線	古城2丁目地内	古城2丁目地内	なし

(提案理由)

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

議第64号

財産の取得について

水俣市新庁舎備品購入（デスク等）について、次のように財産を取得することとする。

令和3年6月11日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 取得の目的 新庁舎建設に伴う什器購入
- 2 品名等 別表のとおり
- 3 取得の方法 指名競争入札
- 4 取得金額 36,080,000円
- 5 取得の相手方 熊本県水俣市桜井町3丁目4番25号
有限会社 たかやま
代表取締役 高山 俊彦

(提案理由)

新庁舎備品購入（デスク等）のため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものである。

別表

新庁舎建設に伴う什器購入（デスク等）

品名	単位	数量
ユニバーサルデスク	28	台
ワゴン	260	台
天板昇降ワゴン	20	台
角型テーブル	13	台
椅子	124	脚
ロビーチェア3連中間肘付き	11	台
3人掛けベンチ	9	台
事務用チェア	70	脚
つい立	3	個
おむつ交換室用テーブル	1	台
授乳室用テーブル	2	台

授乳室用椅子	1	脚
--------	---	---

議第65号

財産の取得について

水俣市新庁舎備品購入（収納庫）について、次のように財産を取得することとする。

令和3年6月11日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 取得の目的 新庁舎建設に伴う什器購入
- 2 品名等 別表のとおり
- 3 取得の方法 指名競争入札
- 4 取得金額 26,290,000円
- 5 取得の相手方 熊本県水俣市桜井町3丁目4番25号
有限会社 たかやま
代表取締役 高山 俊彦

（提案理由）

新庁舎備品購入（収納庫）のため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものである。

別表

新庁舎建設に伴う什器購入（収納庫）

品名	単位	数量
収納庫6段 （壁面キャビネット：両扉型 D400）	100	台
収納庫3段 （デスク横キャビネット：3枚引き戸型 D400）	49	台
収納庫3段 （デスク横キャビネット：クリスタルトレー浅型 D400）	3	台
収納庫3段 （デスク横キャビネット：クリスタルトレー深型 D400）	3	台
収納庫3段 （デスク横キャビネット：クリスタルトレーコンビ型 D400）	4	台
図面保管庫 （A0用引出し）	12	台
移動収納庫	14	台

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第50号専決処分の報告及び承認について、専第3号水俣市税条例等の一部を改正する

条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の主な内容といたしましては、軽自動車税における環境性能割及び種別割の見直し、固定資産税における土地に対する税負担の調整措置の継続及び償却資産の課税標準特例の一部見直し等であります。

次に、議第51号専決処分の報告及び承認について、専第4号令和2年度水俣市一般会計補正予算第18号について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,962万2,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ222億4,720万6,000円とするものであります。

補正の内容としましては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っております。

その財源としましては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、国際スポーツ大会関係経費ほか1件の変更を計上いたしております。

地方債の補正として、過疎対策事業ほか7件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第52号専決処分の報告及び承認について、専第5号令和3年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,024万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ176億7,124万6,000円とするものであります。

補正の内容としましては、第3款民生費に、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業、第6款商工費に、観光産業緊急対策支援事業を計上いたしております。

その財源としましては、第14款国庫支出金、第20款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第53号専決処分の報告及び承認について、専第6号令和3年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、5月の梅雨前線豪雨による災害復旧のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,941万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ177億2,066万5,000円とするものであります。

補正の内容としましては、第10款災害復旧費に農林水産施設災害復旧費などを計上いたしております。

その財源としましては、第12款分担金及び負担金、第15款県支出金、第18款繰入金、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、地方債の補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第54号専決処分の報告及び承認について、専第7号令和3年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,939万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ177億5,006万2,000円とするものであります。

補正の内容としましては、第3款民生費に、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）給付事業、第4款衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種事業を計上いたしております。

その財源としましては、第14款国庫支出金をもって調整いたしております。

次に、議第55号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、公営住宅法施行令の一部を改正する政令の施行及び河原団地の除却等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第56号水俣エコハウスの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣エコハウスの休館日を変更するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第57号令和3年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,483万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ178億489万6,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に、ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業、第5款農林水産業費に、特用林産物産地化振興事業、第6款商工費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、第8款消防費に、防災計画関係経費、第9款教育費に小中学校検診事業などを計上いたしております。

その財源としましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、

第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第58号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ46万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ37億7,956万8,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、第1款総務費に人事異動等による人件費の増額などを計上いたしております。

その財源としましては、第4款県支出金、第6款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第59号令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ763万7,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億3,225万円とするものであります。

補正の内容としましては、第1款総務費に、人事異動等に伴う人件費の減額を計上いたしております。

その財源としましては、第3款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第60号令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ201万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ38億4,962万7,000円とするものであります。

補正の内容としましては、第1款総務費において、人事異動等に伴う人件費の増額を計上いたしております。

その財源としましては、第7款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第61号令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入及び支出の額をそれぞれ733万7,000円減額し、補正後の収益的収入の額を8億9,481万5,000円に、収益的支出の額を9億492万円とし、第4条に定める資本的収入の額を1,701万3,000円増額し、補正後の資本的収入の額を5億4,036万5,000円に、資本的支出の額を518万1,000円増額し、補正後の資本的支出の額を8億5,151万5,000円とするものです。

補正の主な内容としましては、収益的収入において、人件費に係る繰入金の減額、資本的収入において、企業債の借入額増加等に伴う繰入金の減額、収益的支出及び資本的支出において人事異動に伴う人件費の調整を行っております。

このほか、企業債の補正としまして、公共下水道事業の限度額の変更を計上いたしており

ます。

次に、議第62号市道の路線廃止について申し上げます。

本案は、熊本県が実施する仁王木地区の農地区画整理に伴い、整備区域の中央部を通る市道仁王木2号線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

次に、議第63号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、仁王木2号線については、区画整理に影響のない区間は、これまでどおり市道として認定する必要があるため、また、古城8号線は、地域住民の避難路として整備し市道として認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

次に、議第64号財産の取得について申し上げます。

本案は、新庁舎備品購入（デスク等）のため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和3年5月25日に指名競争入札を実施し、取得金額3,608万円で有限会社たかやまと備品購入の仮契約を締結いたしております。

次に、議第65号財産の取得について申し上げます。

本案は、新庁舎用備品購入（収納庫）のため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和3年5月25日に指名競争入札を実施し、取得金額2,629万円で有限会社たかやまと備品購入の仮契約を締結いたしております。

以上、本市議会に提案いたしました、議第50号から議第65号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明6月12日から21日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、6月22日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により6月22日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は6月14日正午まで、議案質疑の通告は6月22日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時22分 散会

令和3年6月22日

令和3年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

令和3年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和3年6月22日（火曜日）

午前9時30分 開議

午前11時37分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（設 楽 聡 君）	主 幹（関 洋 一 君）
主 幹（中 村 亮 彦 君）	主 任（藤 澤 亜 未 君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
福 祉 環 境 部 長（高 三 瀧 晋 君）	産 業 建 設 部 長（本 田 聖 治 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総 合 医 療 セ ン タ ー 事 務 部 長（松 木 幸 蔵 君）
教 育 次 長（坂 本 禎 一 君）	上 下 水 道 局 長（金 子 昌 宏 君）
総 務 企 画 部 市 長 公 室 長（鎌 田 み ゆ き 君）	総 務 企 画 部 総 務 課 長（梅 下 俊 克 君）
総 務 企 画 部 地 域 振 興 課 長（柿 本 英 行 君）	総 務 企 画 部 財 政 課 長（岡 本 夫 美 代 君）
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長（赤 司 和 弘 君）	

○議事日程 第2号

令和3年6月22日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|----------|--|
| 1 田中 睦君 | 1 新型コロナワクチン接種について |
| | 2 再生可能エネルギー事業の諸問題について |
| | 3 チッソ株式会社の業績改善計画について |
| | 4 映画「MINAMATA」について |
| 2 高岡 朱美君 | 1 コロナ禍の経済支援策について |
| | 2 コロナ陽性者情報の発信のあり方について |
| | 3 災害の誘発を防ぐための林地開発を伴う再生可能エネルギー事業者への規制について |
| | 4 避難所確保と避難所の環境改善について |
| | 5 チッソ(株)の業績改善計画について |

第2 休会について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から令和3年4月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備え付けてありますので、御閲覧願います。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、赤司教育総務課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（牧下恭之君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、田中睦議員に許します。

(田中睦君登壇)

○田中 睦君 おはようございます。無限21の田中睦です。

会派を代表して質問します。

最近の高齢者の挨拶は、「あんたは、ワクチンを打ったかな。わしは、もう打ったばい。」「私は、今日、行ってきます。」など、新型コロナワクチン接種のことが多く交わされるようになりました。

6月に入り、ワクチン接種の予約が始まると、電話がなかなかつながらず、ずっと待たされたという方もいました。各医療機関で予約の人数に多い少ないがあって、電話のつながり具合に差があったようです。インターネットでの予約は簡単だったということで、近所の方の分も一緒に予約ができたという人もいました。さまざまです。

昨日から、かかりつけ医がいない、平日に都合が付かないなどの65歳以上の方の集団接種の予約受付が始まりました。そのアナウンスも流され、これからワクチン接種が加速していくことが予想されます。業務に当たる職員、医療関係者の皆さんに感謝をしながら、以下質問いたします。

1、新型コロナワクチン接種についてお尋ねします。

- ①、現在のワクチンの接種状況はどうなっているか。
- ②、今後のワクチン接種のスケジュールについて。
- ③、一般向けのワクチン接種が始まる際には、介護従事者、保育士、幼稚園・小中学校の教職員への優先接種を行うことはできないか。

次に、再生可能エネルギー事業の諸問題についてお尋ねします。

①、4月15日に行われた、肥薩ウインドファームの住民説明会では、市民からどのような意見が出されたのか。

②、市内各所に太陽光発電設備が設置され、現在工事中のところもあります。事業による環境への影響についてどのように把握しているか。

3番、チッソ株式会社の業績改善計画についてお尋ねします。

①、3月12日に、チッソ株式会社が、「2020～2024年度中期計画～業績改善のための計画～」を公表しましたが、市に対しての説明はあったのでしょうか。

②、本計画に対する市としての見解はいかがか。

③、6月3日に、チッソ株式会社が、120人の希望退職を募集すると発表しましたが、市への

説明はあったのか。

④、120人の希望退職募集に対する市としての見解はいかがか。

大きな4番、映画「MINAMATA」について質問します。

①、今年の秋に、日本で公開されると聞いているが、市としての情報把握はどうなっているか。

②、広く水俣市を知ってもらう機会と捉えて、市内外にPRしてはどうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 田中議員の御質問に順次お答えします。

まず、新型コロナワクチン接種については福祉環境部長から、再生可能エネルギー事業の諸問題については産業建設部長から、チッソ株式会社の業績改善計画については私から、映画「MINAMATA」については副市長から、それぞれお答えします。

○議長（牧下恭之君） 新型コロナワクチン接種について、答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

（福祉環境部長 高三瀨晋君登壇）

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 初めに、新型コロナワクチン接種について順次お答えをいたします。

まず、現在のワクチンの接種状況はどうなっているのかとの御質問にお答えをいたします。

令和3年6月17日現在、市内医療機関の実施状況では、国が示した優先順位1位である医療従事者等の1回目の接種率は100%、2回目の接種率は92.1%となっております。2位の高齢者は、対象者9,500人余りに対し、1回目の接種率は55.7%、2回目の接種率は4.5%となっております。これに加えて、高齢者が入所・入居する施設従事者の接種も進んでおり、1回目の接種は84.4%、2回目の接種は52.5%となっております。

次に、今後のワクチン接種のスケジュールについての御質問にお答えをいたします。

4月26日から、高齢者施設入所者の接種を開始し、6月1日から在宅の75歳以上の方、6月14日から65歳以上の方の接種を開始しました。6月下旬には、64歳以下の全対象者に接種券を発送し、優先順位の高い基礎疾患のある方から順次予約を開始する予定です。今後は、個別接種に加え、集団接種を検討するなど、県が目指している11月末までに、希望する方の接種が完了するよう目指してまいります。

次に、一般向けのワクチン接種が始まる際には、介護従事者、保育士、幼稚園・小中学校の教

職員への優先接種を行うことはできないかとの御質問にお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、6月下旬には、64歳以下の全対象者への接種券を発送し、医療従事者と高齢者の次に優先順位の高い基礎疾患のある方、そして、一般の方と、順次接種ができるようになることから、今後も国が示した優先順位に従うこととしております。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 ワクチン接種については、いきいき健康課の皆さんはもちろん、他の部署からの応援も含めて、毎日御苦労をされていることに対し敬意を表し、感謝申し上げます。

接種の予約からワクチン接種まで、医師会や医療機関と協議を重ねて進められていると承知しています。先日、議員に対しては、部長から詳しい説明がありました。いろいろな場面、場合を想定して、綿密な計画が立てられていると感じました。

医療センターで接種を受けた方からは、混雑したり、長い時間待たされたりするのではないかと心配していたけれども、会場が混雑することもなく、大変スムーズに短時間で接種を受けることができたというふうに聞きました。さまざまなシミュレーションを考えて準備されたことの効果だと思えます。

このように、順調にワクチン接種が進められていると思いますが、高齢者の接種は、当初予定していた7月中に完了すると考えてもいいでしょうか。これが1つ目の質問です。

各自治体で、ワクチン接種がスムーズに進むよう、いろいろと工夫をしているようです。集団接種会場への無料送迎や、仕事をしている人への対応として、夜間や休日の接種などを行っている自治体もあるようです。本市でも、予約の際の入力支援がアナウンスされていました。ほかにも市で工夫しておられることがあると思います。これからは、64歳以下の仕事をしている人が多い世代が対象となるので、平日は仕事が休めず、接種に行けないという人も出てくるのではないかと思います。そういった方への対応、障がいのある方への対応については、どのような配慮がありますか。これが2点目です。

子どもたちに接する業務に当たる方々への優先接種についてお尋ねします。

昨年の春先には、全国一斉休校となり、学校現場はもとより、保護者の皆さんにとっても、仕事を休まざるを得なくなるなど、大きな混乱をもたらしました。子どもたちの学ぶ機会を奪わないために、そして、休校や、学級・学年閉鎖によって親が仕事を休まなくてもいいように、希望する教職員への優先接種を行ってはどうか。

6月14日に、蒲島知事が、熊本ワクチン接種モデルを発表されました。その中で、全県民対象の、県民広域接種センターをグランメッセに予定している。そこでは、団体予約枠を設定し、子どもと接する機会の多い保育士や教職員の予約を優先して受け付けますとあります。これに準じた形で、医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方に次いで接種が行われる一般の方への接種の

際、保育士や教職員への接種を早めに行うことはできないかと思うのです。教職員については、夏季休業中に行われる健康診断に合わせて実施すれば、授業への影響もないのでいいと思います。が、どうでしょうか。

以上、3点、質問です。

○議長（牧下恭之君） 高三瀦福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀦 晋君） 接種の完了につきまして、個別接種及び集団接種での受入可能人数から、高齢者の接種は、ほぼ7月までに完了する見込みでございます。

医療機関の診療時間内に、個別接種を受けることができない方のための接種につきましては、休日に集団接種を受けることとしております。

また、障がいのある方で、インターネットを使った予約が難しい方へは、予約支援を行います。視覚、聴覚、音声機能、言語機能障害のある方には、市職員が個別に訪問してワクチン接種について説明を行い、接種会場において、どのような配慮が必要かを聴取することとしています。

さらに、各障がい者団体にもニーズ調査を行った上で、可能な限りの対応をさせていただきます。各医療機関に対しても、ワクチン接種に関して、改めて、障がいのある方に寄り添って対応していただくようお願いをしております。

先ほどお答えしましたとおり、国が示している医療従事者、重症化リスクの高い高齢者、次いで基礎疾患のある方、そして、それ以外の方という順位のとおり実施してまいります。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 これから、12歳から64歳までの方への接種券発送が行われますが、インターネット予約の支援を行うということでした。64歳以下の方では、それ以上の年齢の方よりも、インターネットを利用する割合が高くなることが考えられます。そこで、市のホームページでの情報発信については、できるだけ新しい内容に更新して情報発信に努めて、多くの人がスムーズに接種できるようにしてほしいと思います。

ただいまの答弁でも、全員協議会における説明でも、できるだけニーズに応じた対応を行うということでした。これは、市民にとって、とても安心につながるのだと思います。ホームページなどでの情報発信については、既に行っておられることかもしれませんが、どのような取り組みをしておられるのか、もう一度お示しいただきたいというふうに思います。情報発信について、1点質問して、この件は終わります。

○議長（牧下恭之君） 高三瀦福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀦 晋君） 情報発信についてでございます。

ワクチン接種については、市報等での情報発信に加え、市ホームページのトップページに掲載

をし、情報についても随時更新しております。

また、各種医療機関の予約空き状況等が分かるワクチン情報サイト「コロナワクチンナビ」についても同様に周知をし、市民が手軽に情報収集できるよう発信してまいります。

○議長（牧下恭之君） 次に、再生可能エネルギー事業の諸問題について答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 次に、再生可能エネルギー事業の諸問題について順次お答えします。

まず、4月15日に行われた肥薩ウインドファームの住民説明会では、市民からどのような意見が出されたかとの御質問にお答えします。

総合もやい直しセンターで開催されました住民説明会で出された意見として多かったのが、低周波騒音による健康被害についてです。その他の意見としましては、森林伐採による濁水の流出、土砂災害及び将来の水源の枯渇についてなどの意見がありました。

次に、市内各所に太陽光発電設備が設置され、現在工事中のところもある。事業による環境への影響について、どのように把握しているかとの御質問にお答えします。

太陽光発電事業による環境への影響につきましては、造成中の工事現場における、大雨による表土の流出、それに伴う河川の汚濁が最も大きいと認識しております。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 風力発電に関しては、既に建設された地域の住民の声として、寝られない、音がうるさい、頭痛や吐き気に襲われるといった健康被害があります。本市においても、建設が計画されている近くの住民が、同じような健康被害を心配するのは当然のことです。

また、発電設備設置の工事や、それに伴う道路整備の工事などで、森林伐採が行われることになります。森林伐採が、山の保水力を奪い、大規模な土砂災害につながるおそれもあります。水の流れが変わり、市内でも、山間部、市街地を問わず、思わぬところから水が出て被害を受けたという声もあります。

また、良質の水を供給してくれる水源への影響も心配です。これは、建設予定地周辺だけの問題ではなく、水俣市民全てにかかわることだと思います。説明会では、さまざまな意見が出されましたが、今後、市として、市民の心配を解消するために、事業者にどのように働きかけていくつもりでしょうか。これが1つ目の質問です。

太陽光発電工事については、ずっと気になっていました。市も同じように認識をしておられますが、表土の流出による川の汚れの問題です。雨が降るたびに、黄土色の水が水俣川に流れ込む様子が見られました。画像を水道局に送ったこともありました。

今年4月に現地見学会がありました。そのときは、濁水は一旦調整池に入れて、直接水俣川に流れ込まないように対策を講じたという説明がありました。しかし、残念ながら、その後も雨が降ると濁水が出ています。なかなか改善ができていないようです。市としても、このようなことは把握しておられると思いますが、今後どう対処していくのかお尋ねします。

健康被害を訴えても、災害が起こっても、設備や工事との因果関係は認められないと言われることが予想されます。被害が出てからでは遅いのです。水俣病の教訓からすれば、予防原則の考え方を大切にすべきだと思っています。

質問は2点です。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 田中議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、風力発電について、今後、市として事業者にどのように働きかけていくのかという御質問だったかと思えます。

市民が懸念されていることに関して、市といたしましては、環境アセスメントの各段階において、市長意見として意見書を提出するとともに、事業者に対しましては、引き続き、住民の不安が払拭されるよう、十分な調査と説明を働きかけてまいります。

それから2点目ですが、太陽光発電工事に伴って、市民が心配されている河川の汚濁等が発生しているが、市としてどのように対処していくのかという御質問だったかと思えます。

これまで、河川の汚濁等が発生した場合は、市職員が、河川水の透視度を測定するとともに、発電事業者に対しては、具体的な改善策の実施を求めるなど、強く要請をしております。あわせて、指導権限のある熊本県とも連携を取りながら、状況改善を求めているところでございます。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 田中陸議員。

○田中 陸君 風力発電については、発電所建設計画のある周辺住民はもとより、多くの市民から、健康被害、環境破壊、土砂災害などを心配する声が上がっています。それらを市長意見書にしっかりと反映されるよう要望します。

また、太陽光発電工事に伴う、河川の汚濁についても、今後の雨の心配もありますので、時間を置かずに改善されるよう強く働きかけをしていただきたいと思います。

再生可能エネルギーについては、推進することには、大筋異存はないのですが、それが本当に、水俣市にとって、将来にわたってプラスになるのかを考えなければならない。健康破壊や環境破壊につながるおそれのある事業については、国のガイドラインに加え、自治体独自の規制条例等も検討する必要があるのではないかというふうに思います。

このことについては、また別の機会に論議を深めたいというふうに思います。

○議長（牧下恭之君） 次に、チッソ株式会社の業績改善計画について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、チッソ株式会社の業績改善計画について順次お答えします。

まず、3月12日に、チッソ株式会社が、「2020～2024年度中期計画～業績改善のための計画～」を公表したが、市に対しての説明はあったのかとの御質問にお答えします。

中期計画については、3月上旬に、私と副市長に、計画の概要を御説明いただく機会がありました。

次に、本計画に対する見解はいかがかとの御質問にお答えします。

中期計画は、昨年5月の政府要請に基づき、チッソ株式会社が、経営上のさまざまな要件を勘案した上で策定されたものと認識しております。チッソ株式会社及びJNC株式会社においては、着実に計画内容を実行し、可能な限り早い段階で、事業体質の強化を図り、患者補償を確実に実行していただくとともに、地域にも貢献していただきたいと考えております。

次に、6月3日に、チッソ株式会社が120人の希望退職を募集すると発表したが、市への説明はあったのかとの御質問にお答えします。

今回の件については、5月下旬に、私と副市長に直接説明をいただいております。

次に、市としての見解はいかがかとの御質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたとおり、本市としましては、今回の発表は、中期計画に基づく、チッソ株式会社グループ全体の構造改革の一環であると捉えております。チッソ株式会社においては、収益回復と事業体質の強化を早期に実現していただき、JNC株式会社を核として、将来にわたり、本市の経済、雇用を支えていただくことで、地域に貢献していただきたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 参考までに、特措法には、救済及び解決の原則で、あとう限り全て救済されること、チッソの救済に係る費用負担の責任、地域経済への貢献が示されています。業務改善計画の中には、患者補償の確実な実行、公的債務の返済、地域経済への貢献などの責務の完遂を指すとあります。

特に、地域経済への貢献については、雇用を含め、地域の発展に資するよう、JNCの業績回復を目指すとして記されています。

最後の、水俣製造所の位置づけ、果たすべき役割には、次のように書かれています。JNC水俣製造所を重要な戦略拠点として位置づけ、JNCとともに、雇用創出、環境配慮、地域貢献を果たす。その雇用創出のところには、JNCは、構造改革によって、一時的に人員の適正化を図

るとあり、人員削減につながるのではないかとといった不安の声が聞かれます。この点については、どのような説明があったのでしょうか。また、それに対する市の見解をお尋ねします。これが1つ目です。

同じく、地域貢献のところには、チッソ、JNCは、今後も積極的に地域との対話に取り組んでいくとあります。ぜひ、チッソには、それを実行してもらいたいと思います。業績改善計画と、その後発表された120人の希望退職の募集については、水俣市への影響を小さくする責務がチッソにはあると思うのですが、水俣市民の不安を解消するために、市民の代表機関である市議会に説明を求めるといふことはされなかったのかをお尋ねします。

2点です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 田中議員、2回目の御質問にお答えします。

2点ございまして、まず1点目が、中期計画においての水俣製造所の位置づけというのが明記されていて、その中での雇用創出というもうたわれているということであって、このことについての説明があったのか。また、市としては、どのように答えたのかという御質問であったかと思えます。

中期計画につきましては、御報告をいただいた際に、グループの経営状況が非常に厳しいということから、グループ全体の構造改革の一環として、計画にもありますように、液晶拠点の効率化を伴う余剰人員の配置転換、早期退職者の勧奨、採用抑制が必要とお伺いをいたしました。

私からは、先ほどお答えいたしましたように、中期計画の着実な実行による早期での業績の回復とともに、これからも水俣での事業を継続していただき、地域に貢献をしていただきたいと思いますようお願いをいたしましたところでございます。

2点目の中期計画の中での、同じく水俣製造所の位置づけということで、地域との対話に取り組んでいくということがうたってあるけれども、市議会に対しての説明を、市長から求めなかったのかという御質問でございました。

私から、チッソ株式会社に対しましては、市議会へ説明するよう求める立場にはないというふうに認識しております。また、本計画についての説明を求めらるかどうかは、市議会のほうで御判断をいただくべきものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 私は、チッソには、中期計画にあるように、雇用創出、地域貢献に努めていただきたい。そして、JNCにおいては、水俣で頑張っていただきたいということを思っております。市民の代表である市長には、チッソに対しても、市民の生活を守るといふことで、しっかりと今

後も意見を言ってもらいたいというふうに思っています。

1つだけ質問をいたします。

余剰人員の配置転換や早期退職勧奨、採用抑制など、大変厳しい言葉が並んでいます。チッソ自身が、中期計画の中で、水俣地域の経済、雇用等に、最大限の配慮をしながらと繰り返し述べています。市長への説明の中で、水俣地域への影響は少なくしますといったような言葉は聞かれなかったのかをお尋ねして質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員、3回目の御質問にお答えをいたします。

中期計画の構造改革の一環として、いろいろ早期退職の勧奨であるとか、余剰人員の転換、いろいろなことが明記されている。そういったことによる市民に対する不安、こういったものがあるけれども、その影響を少なくするように努める言葉というものがあつたのかどうかという御質問でございますけれども、中期計画の報告を受けた際に、その中に明記をされていますJNC水俣製造所の位置づけ、そして、果たすべき役割について、十分な説明をいただいたところでございます。

私としましても、その説明から、チッソ株式会社及びJNC株式会社においては、水俣への配慮と、地域貢献を真摯に考えておられるものというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、映画「MINAMATA」について答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、映画「MINAMATA」について順次お答えします。

まず、今年の秋には、日本で公開されると聞いているが、市としての情報把握はどうなっているかとの御質問にお答えします。

4月9日に、映画配給会社である有限会社ロングライドから、代表取締役と宣伝担当者2名の計3名が、市長を表敬し、今年の9月頃に、全国の映画館で一般公開を予定しているとの報告を受けました。

また、映画の公開時期を伝える各紙の記事や、アイリーン・美緒子・スミスさんが、水俣市内で行った講演会の記事など、この映画に関する新聞報道についても把握しております。

次に、広く水俣市を知ってもらう機会と捉えて、市内外にPRしてはどうかとの御質問にお答えします。

現段階では、どのような内容か分からないため、PRすることはできないと考えております。なお、昨年12月議会で議員にお答えいたしましたとおり、地域の活性化が図られ、次代の水俣を

担う若い世代が、自らふるさとに自信を持てる内容であれば、市内外にPRすることも考えてまいります。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 若い世代は、ジョニー・デップが水俣の映画の主演を務めるということで、期待感を持つ人も多いようです。ジョニー・デップ氏自身も、ぜひ水俣を訪れたいと言っているようなので、それが実現すれば、さらに、水俣への注目度が増すと思われます。

4月22日の新聞報道では、先ほどの答弁にあった映画配給会社ロングライドが、全国公開前に、水俣市での上映会を検討しているということでした。この映画を見た人たちが、水俣に関心を持ち、水俣を訪れることは、市にとってもプラスになることでしょうか。

また、本年4月に、ユージン・スミスの妻であったアイリーンさんと話す機会がありました。アイリーンさんは、この映画を通して水俣に関心を持ってくれる人が増え、水俣に来てくれたらいいですね。そして、水俣病についても学んでほしいということをお話しておられました。

この映画をきっかけに、市としても、何らかの形で市の活性化に生かすことはできないでしょうか。これが1つ目の質問です。

以前、アイリーンさんは、市長に手紙を出されたように聞きましたが、映画のモデルになったユージン・スミスとともに活動をしたアイリーンさんの思いを受けて、市長はどのような返事されたのか、差しさわりのない範囲で教えていただければと思います。

以上、2点です。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 田中議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、この映画の公開をきっかけに、市としても何らかの形で、市の活性化に生かすことはできないかとお尋ねでございました。

世界的に人気のあるジョニー・デップ氏が出演されておられるからといって、若い世代の人たちが、この映画を見られるかどうかにつきましてはわかりかねます。映画「MINAMATA」が公開されることで、アイリーン・美緒子・スミスさんが話されるように、水俣病を学ぶきっかけになるかもしれませんが、この映画が、直接、水俣市の活性化に生かせるかどうかについてはわかりません。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 田中議員の2つ目の御質問でございます。

アイリーンさんからの手紙を受け取ったようだが、その思いについて、市長はどのように返答されたのかという御質問でございました。

平成30年の12月にお手紙をいただきましたけれども、特段、返答を求めるような内容ではな

かったために、返答のほうはしておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 何と言いますか、ちょっと驚いたり、がっかりしたりという気がしております。

若い世代の人たちが、この映画を見るかどうかはわからない。ただいまの答弁で、この映画が、直接、市の活性化に生かせるかどうかについてはわかりませんとありましたが、活性化につなげようとする姿勢が大事ではないかと思うんです。市を活性化することに生かせる可能性があれば、それに向けて工夫してください。策を考えることが、市、行政の仕事ではないでしょうか。アイデアを持つ職員も多いはずですが、活性化に生かす工夫をするべきではないかと思いますが、どうですか。

それから、アイリーンさんからの手紙に対して、返答を求めるような内容ではなかったので返事は出していないということでした。市長自らお答えになりましたので、1つお尋ねをしたいと思いますが、普通、手紙に返事をくださいと一々書かないと思うんですが、映画に深くかかわった方からの手紙に返事をしないというのは甚だ不可解で、失礼ではないかというふうに思っています。

以前、映画の製作総指揮に当たるエグゼクティブプロデューサーからのメールにも返信するとお答えになりながら、返信はしていない。こんなことを繰り返していいのかという思いがあります。

以上、質問して終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） では、田中議員、3回目の御質問にお答えをいたします。

この映画が、直接水俣市の活性化につながるかどうかはわからないけれども、それをつなげることが大事ではないかというような御質問でありました、まず1点目は。

2点目が、手紙に対する返事をしないということに対しての、私の見解というようなことでございます。

まず、先ほど、副市長が答弁でも申し上げましたが、映画の内容が、現在わからない状況で、これが活性化につなげられるものなのかどうかということは、判断するのは非常に難しいというふうに考えております。しかし、活性化につなげられるような内容であれば、方策等については考えてみたいと考えています。

それから、先ほど2点目の御質問の、アイリーンさんからの手紙に対する返信の件で、特段、返信するような内容ではなかったからと簡潔に述べたんですけれども、補足をさせていただきますと、こういう映画が上映をされますということは、全体の中の3分の1ぐらいの内容の中で、

この映画に関しての質問等があれば、そのプロダクションに直接連絡をしてくださいというようなことが書かれておりました。後半の部分に関しては、原発問題に関する活動についての、自分の私見といたしますか、そういったものが書かれてありましたので、特段、お返事をお返しするような内容ではないのかなというふうに判断して、そのような対応を取らせていただきました。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で、田中睦議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時31分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

昨年7月4日の豪雨災害から、間もなく1年です。今なお、生々しい傷跡が残る中、再び梅雨前線が日本列島を覆っています。国民の命を預かる政治が、今どう向き合うのか、本当に真剣さを求められています。執行部の誠意ある答弁を期待し、会派を代表し、以下質問いたします。

大項目1、コロナ禍の経済支援策について。

①、昨年2月からの水俣市内の有効求人倍率、倒産件数、生活保護申請件数、納税相談数、緊急小口資金、総合支援金の申し込み数は、それぞれどのように推移しているか。

②、コロナ感染症で収入が減少した水俣市内の事業所が、今なお利用できる国、県の支援策にはどのようなものがあるか。個人に対してはどうか。

③、今年1月、新型コロナ地方創生臨時交付金を利用し、消費喚起策としてプレミアム商品券が発行された際、二次販売が行われたが、それはなぜか。

④、6月議会提案のプレミアム商品券発行事業と同様の、商工事業者応援券発行事業は、どのような販売方法を考えているか。

⑤、コロナのしわ寄せを大きく受けている女性が、生理用品を買えない問題がクローズアップされている。本市では、困っている人に生理用品を提供する窓口はあるか。また、小中学校や高校での対応はどうなっているか。

大項目2、コロナ陽性者情報の発信のあり方について。

①、新型コロナウイルス感染症陽性者が出た際の、情報発信の流れはどのようになっているか。

②、行政検査の対象となる濃厚接触者とは、どのような条件の方か。

③、学校・学童クラブ・保育所等で、新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について、マニュアルはあるか。

④、学童クラブ・保育所等が閉鎖となった場合、濃厚接触者ではない子どもの居場所について、関係機関で連携を取っているか。

大項目3、災害の誘発を防ぐための林地開発を伴う再生可能エネルギー事業者への規制について。

①、現在、林地開発許可を取得して設置されている、あるいは着工中の太陽光発電施設は何カ所あるか。そのうち、水俣市外の発電事業者は何カ所か。

②、太陽光発電施設に起因した苦情が寄せられていると聞かすが、どのような内容で、それぞれどう対応しているか。

大項目4、避難所確保と避難所の環境改善について。

①、令和元年9月議会に、平岡議員が、1区の避難所として指定を取り消された第一中学校を再活用できないか尋ねたところ、県と相談するとの答弁があった。その後、県との協議は行ったか。

②、避難所を利用する市民に、毛布の持参を呼びかけているが、徒歩で避難する高齢者の重荷になっている。避難所で、毛布の貸し出しができないか。

③、ペット同伴での避難を希望する市民に、避難所を確保する計画はあるか。

④、避難所に指定された建物に、空調設備は必須と考える。総合体育館のエアコン設置を検討すべきではないか。

大項目5、チッソ株式会社の業績改善計画について。

①、チッソ株式会社の「2020～2024年度業績改善計画概要版」によると、液晶部門の拠点効率化に伴う余剰人員の配転が明記されている。水俣工場の雇用への影響を懸念するが、市長は、計画の詳細について説明を受けているか。

②、計画には、水俣地域の経済、雇用等に、最大限の配慮をするとあり、国も水俣に対する特段の配慮を求めている。特段の配慮とは、具体的に何を指すか聞いているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 高岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、コロナ禍の経済支援策については産業建設部長から、コロナ陽性者情報の発信のあり方

については福祉環境部長から、災害の誘発を防ぐための林地開発を伴う再生可能エネルギー事業者への規制については産業建設部長から、避難所確保と避難所の環境改善については副市長から、チッソ株式会社の業績改善計画については私から、それぞれお答えします。

○議長（牧下恭之君） コロナ禍の経済支援策について答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 初めに、コロナ禍の経済支援策について順次お答えします。

まず、昨年2月からの水俣市内の有効求人倍率、倒産件数、生活保護申請件数、納税相談数、緊急小口資金、総合支援金の申し込み数は、それぞれどのように推移しているかとの御質問にお答えします。

ハローワーク水俣が、毎月公表している一般職業紹介状況によりますと、管内の有効求人倍率は、令和2年2月は1.47、1年後の令和3年2月は1.38、最新の数値である4月においては1.17となっています。なお、過去3年度分の平均値を見ますと、平成30年度は1.42、令和元年度は1.46、令和2年度は1.26となっています。

令和2年2月からの市内の倒産件数につきましては、水俣商工会議所に確認しましたところ、廃業は3件であったものの、倒産した事例はないとのことでした。

生活保護申請件数については、令和元年度の申請件数51件に対して、令和2年度の申請件数は36件となっています。

納税相談数については、令和2年2月に1件、年度合計は3件となっています。また、令和2年4月から9月までが20件、10月から令和3年3月までが5件となっています。

緊急小口資金の申請件数については、令和2年4月が11件、5月が6件、6月が5件、7月が4件、8月が3件、9月がゼロ件、10月が4件、11月が1件、12月が1件、令和3年1月が2件、2月が7件、3月が6件となっています。

総合支援資金の申請件数については、令和2年4月、5月がゼロ件、6月が3件、7月が5件、8月が6件、9月が7件、10月が4件、11月が2件、12月が3件、令和3年1月が2件、2月が3件、3月が19件となっています。

次に、コロナ感染症で収入が減少した水俣市内の事業所が、今なお利用できる国、県の支援策にはどのようなものがあるか。個人に対してはどうかとの御質問にお答えします。

国の支援策としては、まず、資金繰り支援としてセーフティネット4号及び5号、危機関連保証、伴走支援型特別保証等の各種信用保証制度。政府系金融機関の日本政策金融公庫では、国の利子補給が受けられる各種特別貸し付け、既往債務の借りかえや条件変更等の制度もあります。

また、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による飲食店の休業、時短営業、外出自粛等の影

響を受けて売り上げが減少した中小法人、個人事業所等に対しては、月次支援金制度があるほか、事業者が休業した際の休業手当を補助する雇用調整助成金制度の特例措置や、休業手当が受けられなかった労働者向けにも新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金制度があります。

熊本県の制度につきましては、資金繰り支援として、県独自の金融円滑化特別資金のうち、新型コロナウイルス感染症分が利用可能です。

また、5月16日から6月13日までの間、県による飲食店等への時短営業要請に応じて、休業や時短営業を実施した事業者に対しては、時短要請協力金があります。

次に、個人に対してですが、国の支援策として、低所得の子育て世帯に対する、子育て世帯生活支援特別給付金及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金があります。低所得の子育て世帯に対する、子育て世帯生活支援特別給付金は、低所得世帯に対して、児童1人当たり一律5万円の給付金の支給を行います。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸し付けを受けられなくなった世帯のうち、一定の要件を満たす世帯に対し、1人世帯月6万円、2人世帯月8万円、3人以上世帯月10万円の支給を行います。この2つの給付金事業は、今回、6月補正予算案として上程しているところです。

次に、今年1月、新型コロナ地方創生臨時交付金を利用し、消費喚起策としてプレミアム商品券が発行された際、二次販売が行われたが、それはなぜかとの御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響緩和と、消費が落ち込む1月から2月における市内事業者の支援を目的に、水俣商工会議所により実施された本事業は、販売時に購入希望者が殺到し、3密の状態となることを避けるため、感染予防の観点から、事前申し込みによる抽選販売方式で実施されました。

しかしながら、事前申し込みによる購入希望数が準備されていた2万冊には満たず、一次販売分の実績が1万4,113冊であったことから、残りの分を一次販売会場での追加販売及び2月3日からの二次販売にて販売したところです。

次に、6月議会提案のプレミアム商品券発行事業と同様の商工事業者応援券発行事業は、どのような販売方法を考えているかとの御質問にお答えします。

6月補正予算案として上程しております商工事業者応援券発行事業については、前回と同様、水俣商工会議所補助金での実施を予定しており、詳細な内容については、今後、商工会議所と協議して検討することとしております。そのため、現時点での販売方法は未定ですが、利用者がより購入しやすい方法を検討したいと考えております。

次に、コロナのしわ寄せを大きく受けている女性が、生理用品を買えない問題がクローズアッ

プされている。本市では、困っている人に、生理用品を提供する窓口はあるか。また、小中学校や高校での対応はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本市では、現在のところ、生理用品を提供する窓口はありません。市内の小中学校での対応については、児童生徒に提供できる生理用品は、全て、小中学校で保健室に配置しており、児童生徒からの相談を受けて提供するなどしております。また、市内の高校にもお聞きしたところ、同様に、保健室に配置しているとのことでした。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 コロナによる長期の自粛が、観光業、飲食業、運輸業を直撃。住宅、アパレル関連にも大きな影響が出ており、それに伴って、連関する事業者がダメージを受けています。コロナは自然災害であり、国は、被災した人を救助する義務があるはずですが、しかし、その規模は極めて不十分です。中小企業、個人事業主向けの持続化給付金は、200万円または100万円の上限があり、1回きりで終了。家賃支援も、1人10万円の定額給付も1回きりで終了。

片や、外国に目を向ければ、イギリスやフランスでは、毎月、個人所得の8割から7割まで減少分を補填する。さらに、消費税も引き下げるなど、思い切った財政出動が行われています。

今後、事業者が利用できる、国、県の支援策を紹介していただきましたが、結論から言うと、資金繰り支援と、雇用維持のための雇用調整助成金が7月まで延長されただけです。水俣では、倒産には至っていないものの、かなり厳しい状況のところがあると聞いております。公的支援がなければ、蓄えを取り崩すしかありません。それも底をついたことを、先ほど答えていただいた数字が示しているのではないのでしょうか。

生活保護受給者が全国的に増え続けています。水俣では、そこまでの影響は出ていないものの、有効求人倍率は、コロナ前と比べると下がっており、新たに職を求める人が増えていると考えられます。失業までいかずとも、シフトが減って収入減になっている人もいますし、出来高払いのタクシー運転手や、保険外交員などは収入激減です。年金者にも、子どもからの仕送りがなくなって厳しくなっている方がいます。社協が窓口になっている、個人向け貸付金である緊急小口資金や総合支援金が、2月、3月になって、利用者が急激に増えています。

それで、今回提案されている2回目のプレミアム商品券事業、商工事業者応援券について、改善を求めて質問をしたいと思います。

この事業は、消費を喚起し、売り上げが落ち込んでいる市内の商店を応援するものです。その目的には賛成です。ただ、前回の商品券販売の際、なぜ売れ残ったかです。本市のプレミアム商品券は、1万円で1万2,000円の買い物ができる券でした。ただ、2,000円の得をするためには1万円の初期投資が必要です。貯金が底をついて、今日、明日の食事にも困っている人の財布に1万円札が入っているとは、とても想像できません。このような市民を一時的でも助けられるよう

な商品券の配布ができないでしょうか。

他市の例では、津奈木町が1万円、芦北町5,000円、大きいところでは、人口6万2,000人の合志市が5,000円の商品券を全町民に郵送で配布しています。合志市は、消費者の購入手続の手間が省かれ、公平性がある。換金率も97.95%で、効果はあったと話していました。

地元商店にとっては、同じ商品券ですから、来客につながることに変わりはありません。当然、売れ残りもありません。このような支援策、消費喚起策もあると思いますが、どう考えるかお聞かせください。これが1点目の質問です。

次に、生理用品ですが、学生の5人に1人が、生理用品の入手に苦勞しているというNHKの特集番組があり、支援に動き出す自治体が増えてきています。本市でも、女性団体から支援の要望があったと聞いています。同団体の調査では、学校で借りたものは、後日返さなければならないとしているところもある中、本市ではそのような指導はしていないとのことでした。

一方、家が飲食店経営で、生活が揺れ動いていて、親の不安が子どもに伝わっているのを感じるといふ先生の話をお聞かせしております。幾つかの数字を見れば、間違いなく生活が困窮している御家庭があるはずで、先行きが見えない中で、食べ物を買うか、生理用品を買うかで悩まずに済むよう支援ができないでしょうか。

今は、緊急時でスピードが必要です。困っている人がいるという想定で網をかけておく対応が求められるのではないのでしょうか。水俣市内には、民間団体などから物資の提供を受け、必要な人に配布をしているところが、何か所かあると聞いています。こういうところに、生理用品の配布も委託するなどした上で、困っている女性に相談先の情報が届くよう、公共施設のトイレの個室にメッセージを置いたり、ホームページ上に案内するなどできないでしょうか。

質問は2点です。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 高岡議員の2回目の質問、2点あったかと思ひます。

まず1点目について、私から答弁をさせていただきます。

商工事業者応援券を、生活に困窮している方や市民に配布することについて、どう考えるかという御質問だったかと思ひます。

今回の事業につきましては、商工事業者の売り上げ回復に加え、新規顧客の獲得、さらには消費者の購買意欲向上を図り、市内に、より多くの資金投入を促すことで、事業所の取引先への支払いや給料など、二次、三次の資金還流による経済活性化を図ることを目的に、限られた予算の中でも、比較的短期間で効果が見込める緊急経済対策として、各自治体で実施されております。本市におきましても、議員の御質問にあります、生活に困っておられる方に対しては、先ほどお答えしました支援策に加え、6月補正予算で上程しておりますひとり親世帯生活支援特別給付事

業で、商品券を配布する予定としております。

また、全市民を対象とした商品券の配布につきましては、多額の予算が必要となりますので、ひとり親世帯以外の市民に対する商品券の配布については考えておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

（福祉環境部長 高三瀨 晋君登壇）

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 高岡議員、2回目の質問の後半の部分についてお答えをさせていただきます。

本市では、生理用品の需要につきましては、民間団体にもお尋ねをしましたが、困っていると御意見等は、現在のところはありませんでしたので、生理用品の支援の委託については行う予定はありませんが、今後の需要等については注視していきたいと考えております。今後も引き続き、各機関と連携を強化し、相談支援に努めていきたいと考えております。

なお、今年度、新たに設置しました「よりそいサポートセンター」では、女性に関するさまざまな相談を受けており、今後は、周知の方法につきましても、公共施設の女性用トイレの個室等に、相談窓口をお知らせするシールなどを張るなど、さらなる取り組みを検討していきたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 全市民に商品券を配布するには、多額の予算を使うと言われましたけれども、津奈木、芦北、合志市、いずれも、国の交付金の範囲内でやっております。使い方の違いだということとは、まず申し上げておきたいと思います。

プレミアム商品券は、一定力のある方の消費意欲を促すという方法です。商工事業者支援だけを考えれば効果はあるかもしれませんが、ただ、次第に効果が薄れる傾向があると指摘する人もいます。そして、価格次第では、全く恩恵にあずかれない人が出てくるのも確かです。より購入しやすい方法を検討するという御答弁がありましたので、ぜひ工夫をしていただきたいと思います。

生理用品についてですが、熊本市内の物資頒布会では、とても需要が高い品物と聞いています。支援物資のメニューがあれば、助かる方は必ずいると考えるのは自然です。支援活動をされている団体さんとは密に連携をしていただき、状況の変化に応じて、改めて御検討いただければと思います。

今後の理想は、女性だけが経済的負担を強いられることのないよう、トイレットペーパー同様に、トイレに標準配備されることだと思います。世界各地で政治を動かすほどの共感が広がっている中、新たな社会変革につながることを期待し、この質問は終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、コロナ陽性者情報の発信のあり方について答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

（福祉環境部長 高三瀨 晋君登壇）

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 次に、コロナ陽性者情報の発信のあり方について順次お答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症陽性者が出た際の、情報発信の流れはどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

陽性者発生の情報は、水俣保健所から、担当課であるいきいき健康課に、電話にて一報が入ります。その内容は、年代、性別、職業及び症状等で、県の公表内容と同じです。

市民への情報発信は、市の防災行政無線、市ホームページ、Yahoo!防災速報でお知らせしています。

次に、行政検査の対象となる濃厚接触者とは、どのような条件の方かとの御質問にお答えをします。

濃厚接触者の定義としては、新型コロナウイルス感染症と診断された者に、次のような症状で感染可能期間に接触した者とされています。感染可能期間とは、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間とされています。

4つの状況とは、1つ、陽性者と同居あるいは長時間の接触があった者。1つ、適切な感染防御なしに、陽性者を診察、看護もしくは介護していた者。1つ、陽性者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。1つ、1メートル程度の距離で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者とされています。

これらの基準を参考に、保健所職員が、陽性者から行動歴を聞き取りし、保健所長が濃厚接触者を選定することになっています。

次に、学校・学童クラブ・保育所等で、新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について、マニュアルはあるのかとの御質問についてお答えします。

学校においては、国が示している、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル及び県教育委員会が示している新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合の初動対応について等の指針、マニュアルに基づいて対応しております。

保育所・認定こども園においても、臨時休園などの基本方針及び保護者への周知の判断基準並びに保育所等からの連絡体制についてのマニュアルがありますが、学童クラブ・幼稚園の対応については、これらの基準等を準用または学校の対応に則して判断しております。

次に、学童クラブ・保育所等が閉鎖となった場合、濃厚接触者ではない子どもの居場所について、関係機関で連携を取っているのかとの御質問についてお答えします。

学童クラブ・保育所等が閉鎖となった場合においては、相当な危機的状況に置かれていることが予想されますので、濃厚接触者ではない子どもの居場所につきましても、可能な限り、各家庭の自粛等の協力も必要であると考えています。ただし、医療従事者など、どうしても保育が必要となる御家庭の子どもの居場所としては、現在のところ、こどもセンターの利用を考えております。今後も、先に申し上げましたマニュアル等に基づき、感染症拡大防止を考慮しつつ、子どもの居場所確保や、学びの保障のため、福祉課、教育委員会、保健衛生部局等、関係機関と連携して、情報共有や対応を行ってまいります。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 コロナの感染は、いつでもどこでもあり得ます。陽性者情報の出し方については、個人が特定されてはいけない、ルール上ここまでしか出せないなどさまざまな制約があるとは思いますが、余りに情報が少ないと、かえって不安や不信感を増大させる事態を招きかねません。子どもたちは、兄弟で、学校、保育所、学童などと横断的にかかわっています。それぞれが独立したマニュアルに従っているだけでは、何が起きたのかが保護者に正確に伝わらず、どう行動していいか分からない事態が起こり得ます。

そこで、1点目の質問です。

学校と密接に関係している公設学童クラブや民設学童クラブで、陽性者が判明した場合、関係する施設を含む保護者等へ、どのような情報提供を行うのかお尋ねします。

2点目に、学童を利用できなくなった児童の居場所として、こどもセンターを想定しているとのことでした。昨年の一斉休校の際、学童クラブが閉鎖してしまい、児童の居場所をどうするか、事前に想定しておくことが必要だという教訓を得ました。

そこで質問します。

受け入れ体制、受け入れのための環境整備は、具体的に確認、連携ができているのか。また、利用したい保護者には、どのような形で知らせる予定でしょうか。

3番目に、濃厚接触者と判断された児童生徒、本人はPCR検査の対象となりますが、その家族は、子どもが陽性という結果が出ない限り検査対象にはなりません。結果が出るまでに出勤できないのは困るというケースもあります。こういう場合に、少なくとも、希望者に対しては、市の予算で、同時にPCR検査を実施できないかお尋ねをいたします。

質問3点です。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 高岡議員、2回目の御質問に答弁をさせていただきます。

まず、個人の情報につきましてでございます。情報の提供につきましては、個人の人権、プライバシー保護の観点から、提供する内容などは慎重に行う必要があります。臆測や根拠のない情

報が広がらないよう、状況に応じて、感染等による影響が及ぶ範囲に限り、公表しても差し支えない最小限の情報はお知らせしたいと考えております。

また、学童クラブにつきましては、先ほどの答弁でも述べましたが、保護者への周知の判断基準に基づいて対応しております。なお、民設学童クラブの場合は、同一敷地内で保育を行っている認定こども園もありますが、その保護者への情報提供につきましては、保護者への周知の判断基準に準じて、各園が保健所等との協議を踏まえて、適切に対応するようになっております。

また、情報を受け取った保護者等におかれましては、感染された方や、その御家族、関係者などに不適切な扱いや、誹謗中傷等がないよう、情報の取り扱いには十分注意していただきたいと考えております。

次に、学童を利用できない場合の居場所についての御質問でございます。

こどもセンターは、福祉課子ども子育て支援室の中に組織されており、日頃から連携体制は十分できているというふうなところでございます。また、利用したい保護者には、状況に応じて個別に対応しております。

最後に、行政検査でございます。単に、個人が感染を心配して受ける検査は自己検査に該当し、自己負担での検査となります。現在は、さまざまな簡易検査も普及してきておりますので、それらを御利用いただくのも1つの手段と考えているため、市独自で検査を行うことは考えておりません。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 御答弁にありましたように、まず、臆測や根拠のない情報が出回らないようにすることが、陽性者や濃厚接触者の人権を守ることに繋がると考えます。それぞれの施設が、それぞれのマニュアル等にのっとり対応をすとのお答えですが、保護者は、兄弟を通じて、それぞれの施設と横断的にかかっています。ぜひ、情報を受け取った保護者が、適切に判断し、行動できるよう、整理された、受け手の立場に立った情報発信に努めていただきたいというふうに思います。

そして、PCR検査については、市独自の検査は考えていないということで、大変残念です。公衆衛生の観点、また、市民の生命、財産を守る立場に立てば、PCR検査は幅広く行うべきだということは主張して、この質問は終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、災害の誘発を防ぐための林地開発を伴う再生可能エネルギー事業者への規制について、答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 次に、災害の誘発を防ぐための林地開発を伴う再生可能エネルギー

ギー事業者への規制について順次お答えします。

まず、現在、林地開発許可を取得して設置されている、あるいは着工中の太陽光発電施設は何カ所あるか。そのうち、水俣市外の発電事業者は何カ所かとの御質問にお答えします。

林地開発許可を行っている熊本県南広域本部林務課にお尋ねしたところ、確認できる平成27年度以降のものが6カ所とのことでした。そのうち5カ所が水俣市外の発電事業者によるものです。1カ所は市内事業者になりますが、発電事業を実施するために、市外事業者が市内に法人を設立したものになります。

次に、太陽光発電施設に起因した苦情が寄せられていると聞くと、どのような内容で、それぞれどう対応しているかとの御質問にお答えします。

苦情の内容としては、河川の汚濁、土砂の堆積による用水路の逆流、道路の冠水、土砂災害発生への不安などです。先月の15日に、国道268号線が冠水したときには、発電事業者に連絡し、国道に流出した土砂及びアスファルト残骸の撤去及び土のうによる国道方面への流水の進路変更等の復旧作業を指示いたしました。

なお、最近では、市民から直接苦情をいただくことはあまり多くありませんが、雨がまとまって降った場合などは、市職員が直接現場に赴き、透視度計による河川水の調査や、目視による状況確認を行い、発電事業者に具体的な改善策の実施を求めています。

また、熊本県に対しても、土砂の流出及び土砂災害の防止など、林地開発の許可要件の遵守を、事業者に強く指導するよう働きかけを行っているところです。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 先ほど、田中議員が同様な内容の質問をされておまして、私のほうから、田中議員が、次に議論すると言われた規制条例を含めて質問させていただきます。

現在、山林を伐採して設置をされたメガソーラー施設が6カ所あるとのこと。その1つ、長野地区に建設中のメガソーラーは、伐採面積が20ヘクタール以上と広大で、排水の流末となる長野川が狭いことから、越水や土砂災害が起きた場合の責任など、平成30年に2回にわたって質問させていただいております。

当時は、まだ計画段階でしたが、現在、工事が進み、見る人見る人、一様に驚き、直下にある住家の心配をされています。ガイドラインにのっとり関係者に説明会は行われました。その際、自然エネルギーが良いことだからと計画に賛成をされた方も、こんなに近くまで開発が及ぶとは思ってもみなかったと、こぼされています。雨が降るたびに、濁水が数日間、水俣川に流れ込み、毎回職員が状況を調査しに行かれているとの答弁がありました。アユの放流時期で心配されましたが、漁協長さんの話では、稚魚がある程度大きくなっていたので影響は回避できたが、2週間早ければ、大きな被害が出たかもしれないとのことでした。

御答弁にはありませんでしたが、県道117号線、湯の鶴温泉の手前でも、建設中のソーラー施設から大量の濁水が噴出し、のり面の崩落がありました。1カ所は事業者が処理したものの、もう1カ所は、県が土砂の撤去を行ったと聞いております。

水俣市のガイドラインでは、建設中に、濁水や土砂の流出等がないよう対策を求めています。その難しさを示しています。そして、完成後も、降雨時には土砂災害の不安がつきまといまいます。

それでお聞きしますが、1点目です。一般的に、土砂災害は、皆伐が行われた場合とそうでない場合で、どちらが起きやすいと考えられますか。

2点目は、確認のための質問ですが、1ヘクタール以上の皆伐を伴う民有林の開発には、都道府県知事の許可が必要となっておりますが、その上位法になっているのが森林法です。森林法は、第10条の2第2項で、知事は、土砂災害、水害、水源涵養、環境保全のおそれがないと認めるときは許可しなければならないと規定しています。ただし、同第6項では、知事は、許可をしようとするときは、関係市町村の意見を聞かなければならないと規定しています。これを受けて、各都道府県は、林地開発許可申請に必要な手続を要項に定めています。この流れ、以上、間違いがないでしょうか。これ確認の質問です。

3点目です。長野地区のメガソーラー施設は、この申請手続に従って住民説明会等も行い、雨水対策など県の要項どおりやっているはずですが、それでも、雨が降れば、周辺道路に、これまでに見られなかったような雨水の噴出が見られ、土砂災害の不安を増大させています。

そこで伺います。自治体は、開発と減災が両立しない場合、どちらを優先すべきとお考えでしょうか。

質問は3点です。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。3点あったかと思えます。

まず1点目、土砂災害は、皆伐が行われた場合とそうでない場合、どちらが起きやすいと考えているかとの御質問だったかと思えます。

まず、皆伐が行われた場合の土砂災害については、伐採時に設けられている作業道が規格どおりに造られているかどうか。伐採箇所地表勾配が緩いかどうかで、災害の発生率が変わると考えられます。また、皆伐が行われず、下刈りや間伐等による管理が行われていない箇所では土壌が痩せてしまい、樹木の生育が悪くなるため、土砂災害が発生しやすくなると考えられます。このようなことから、どちらが発生しやすいかについては、一概にはお答えすることはできません。

2点目ですが、各都道府県は、林地開発許可申請に必要な手続を要項に定めているが、間違い

ないかというお尋ねだったかと思えます。

お尋ねの件については間違いありません。

3点目です。自治体は、開発と減災が両立しない場合、どちらを優先すべきと考えているかという御質問だったかと思えます。

まずは、市民の生命を守ることが第一と考えておりますが、その中で開発が行われる場合、開発事業者には、市民の生命や財産に危険が及ぶような災害を発生させないように、関係機関と連携して要請していきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 皆伐で災害が起きやすくなるかについては、一概には言えないとの答弁でした。確かに、崩れた山を見れば、伐採していない箇所も見られますので、山の管理の状況や、地質、地形的条件がいろいろかかわっているのだらうと思えます。

2009年に、熊本大学の地学専門家を含む4人の研究者が発表した、「熊本県南部の大面積皆伐跡地周辺域における斜面崩壊のメカニズム」という論文には、特に、九州南部は、多種多様な火山岩、堆積岩、変成岩といった地質体が複雑に存在することに加え、台風や梅雨前線による豪雨の出現頻度が極めて高いことから、我が国屈指の土砂災害多発地域の1つとなっていると紹介があります。

そして、球磨村で大規模な皆伐後に起きた大小の斜面崩壊の原因について、伐採が直接影響しているというよりも、作業路の開設が原因となって発生したものと、地質構造に起因するものがあると解説しています。先ほどいただいた答弁と内容が同じです。

つまり、私たちが、地質上、気象上、災害が起こりやすい地域にいるということを念頭に、その地質をよく知った上で手を入れなければ、土砂災害を引き起こす可能性が高まるということの意味しております。だからこそ、森林法は、開発許可の条件に、その土地のことを一番よく知っている市町村の意見を聞かなければならないとしているのではないのでしょうか。

ここ数年、全国的に、再生可能エネルギーを巡って多くのトラブルが起きており、地域の安全や景観を守るため、自治体自身が規制に乗り出す動きが活発になっています。水俣市は、平成30年にガイドラインを作成されています。しかし、ガイドラインが、あくまでお願いレベルなのに対し、令和3年4月現在、149の自治体が条例を定めて抑制をしようとしています。

例えば、愛媛県の西予市では、市長は、土砂災害またはその他の災害が発生するおそれが極めて高いと認められる区域を、事業禁止区域として指定することができるとしています。また、土地の所有者に対しても、災害の発生を助長し、または良好な自然環境、景観及び生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないよう努めなければならない

と、慎重な判断を求めています。

これから先、気候変動の悪化は避けられません。そして、本市は屈指の土砂災害多発地域に位置しています。開発と減災が両立しない場合は、市民の命を守ることが第一だとお答えになりました。市民の命を守る第一の手段は、災害を誘発しかねない場所で開発をさせないことだと私は思います。対策を取れば大丈夫ということが通用しない気象条件になっていることを強く自覚すべきではないでしょうか。

最初の答弁でありました6つの発電事業者、全て市外に本社があり、いずれも売電目的の開発です。そのような会社が水俣に愛着を持っているとは考えにくいのではないのでしょうか。条例をつくって開発自体を抑制し、災害のリスクを減らすことは、自治体として取り得る減災対策です。西予市の条例は、その気概を示していると感じます。本市でもこのような条例をつくる考えがないか伺って、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 高岡議員の3回目の御質問にお答えします。

森林開発を伴う太陽光発電事業について、市として何らかの規制する条例の制定が必要というお尋ねだったかと思います。

太陽光発電事業については、林地開発許可の権限を持つ熊本県と連携を図り、事業者に対して指導を強化していただくよう努めております。

また、熊本県におかれましては、昨年10月から、新たに、敷地面積20ヘクタール以上の太陽光発電事業を、熊本県環境影響評価条例の対象に追加されるなど、対策を強化されております。

このようなことから、現在のところ、市独自の条例の制定は考えておりませんが、関連する情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、避難所確保と避難所の環境改善について答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、避難所確保と避難所の環境改善について順次お答えします。

まず、令和元年9月議会に、平岡議員が1区の避難所としての指定を取り消された第一中学校を再活用できないか尋ねたところ、県と相談するとの答弁があった。その後、県との協議は行ったかとの御質問にお答えします。

現在第一中学校の裏にある急傾斜地については、県が土砂災害防止対策のための治山工事を行っており、本年中には工事が完了する予定とお聞きしております。工事完了後に、改めて県と協議を行うこととなりますが、県によると、治山工事が完了しても、急傾斜地上部の土砂災害特

別警戒区域、レッドゾーンの指定が解除されない限り、土砂災害警戒区域、イエローゾーンの指定を解除する予定はないとのことでした。

なお、国が示した土砂災害特別警戒区域や、土砂災害警戒区域の解除の要件といたしましては、盛り土や切り土により、急傾斜地の勾配が30度未満、または崖の高さが5メートル未満になった場合となっております。土砂災害警戒区域の指定が解除されない限り、避難所として再指定はできないものと考えております。

次に、避難所を利用する市民に毛布の持参を呼びかけているが、徒歩で避難する高齢者の重荷になっている。避難所で毛布の貸し出しができないかとの御質問にお答えします。

現在、防災行政無線等で、避難所で、より快適に過ごしていただくよう、毛布等の持参をお願いしているところですが、必ずしも持参しなければならないものではなく、個人の必要に応じて持参していただきたいと考えております。

なお本市でも、災害時に備えて毛布等の備蓄を行っておりますが、現時点では、避難が長期化する場合や大規模災害時に、避難者の方に貸し出すことを想定しており、予防的避難や、一晩程度の短期の避難の場合には、毛布等の貸し出しを行うことは考えておりません。

次に、ペット同伴での避難を希望する市民に、避難所を確保する計画はあるかとの御質問にお答えします。

現在、ペットを家族の一員と考える人が増えており、ペット同伴が可能な避難所の必要性は増加していると認識しております。

一方、他市では、ペットの同伴を認めた避難所において、臭いや泣き声等の苦情があり、周囲への配慮が必要な事例が見られました。本市では、震度5弱以上の地震発生時に限り、水俣高校体育館の敷地をペットが入れる避難所としており、昨年の総合防災訓練においても、水俣高校の協力を得て避難所を開設し、NPO法人などを含めて、課題の把握等を行ったところです。今後は、他市の事例や把握された課題等を踏まえながら、ペット同行避難所の開設について検討してまいります。

次に、避難所に指定された建物に空調設備は必須と考える。総合体育館のエアコン設置を検討するべきではないかとの御質問にお答えします。

避難所の環境改善は重要であると認識しており、昨年度から本年度にかけて、避難所として開設している1階会議室や2階幼児室のほか、避難所として使用可能な2階トレーニングルーム、ミーティングルーム、3階会議室などの空調設備の更新工事を行いました。

また、避難者数の増加により、大アリーナや小アリーナの開設が必要な場合には、備品のスポットクーラーを設置するなど、避難所の環境改善に努めているところです。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 第一中学校は、避難所にはなり得ないということでした。人口の多い地区、安全な場所がない山間地域などで、避難所の確保に大きな課題がある状況です。担当職員の方には、地区住民の中に入って現状を共有し、住民の知恵と協力を得ながら対策を考えてほしいと思います。

一方、すぐすぐ解決できる課題ではない中、水俣川の氾濫を何としても回避する努力が求められると考えます。水俣川の堤防整備、河道掘削、樹木伐開など、河川改修、河川管理について、市から県に何を要望し、また、県はどのような対応を予定しているのか伺っておきたいと思えます。これが1点目の質問です。

毛布については、長期避難になった場合にのみ貸し出すということでした。まじめな方は、指示内容をそのまま受け取ってしまいます。防寒が目的であるということが伝わる放送を工夫していただくとともに、私たちのほうでも伝えてまいりたいと思えます。

ペット同伴の避難ですが、大きな災害になれば、必ず専用避難所の要望が出てまいります。昨年被災をした人吉、八代、球磨村、芦北に問い合わせましたが、いずれも緊急に対応を迫られていました。人吉は、今、獣医師会と相談をしている、また八代は、ゲージに入れたペットなら、避難所玄関付近に置くことを許可していると言われていました。いずれにしても、ペット同伴避難所は必要との認識をお持ちです。

市も検討していかれるとのことでした。併せて、国のガイドラインでも示されていますが、いざというときに、飼い主が適切な行動を取れるよう啓発活動が不可欠です。市民団体、獣医師会とも連携して取り組んでいただければと思えます。

最後に、体育館の大アリーナのエアコンについて質問します。

昨年、岩村議員が交付金の活用にも触れ、必要性を訴えておられましたが、避難所が不足している水俣にとって喫緊の課題ではないかと私も思えます。熊本地震では、212の方が直接死ではなく関連死で亡くなっています。これは、阪神・淡路大震災、東日本大震災に比べて飛び抜けているそうです。原因は、避難所の劣悪な環境、車中泊によるエコノミー症候群との関連が指摘されており、二次被害を防ぐ努力をすることは自治体の責務です。

他市で緊急防災減災事業債を活用して、実質3割の負担で、体育館のエアコン設置を決めた例が幾つも見られます。本起債は、国が令和7年まで延長を決めております。取り組む気がないか伺います。

質問2点です。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、担当職員には、地域住民の中に入って対策を考えてほしい。また、水俣川の河川改修や

河川管理について、市は県に対して何を要望し、県はどのような対策を予定しているかとのお尋ねでございます。

地区の避難所確保につきましては、県や地域の自主防災組織等と連携しながら検討を行ってきたところです。今後も、地区の集会などに、危機管理防災課職員や地域防災マネージャーを派遣し、住民の皆様とともに対策を考えてまいります。

水俣川の改修等につきましては、市としての課題認識や、市民からの意見などを基に県へ要望を行っております。これらの要望を受け、県は、昨年度から、水俣川や湯出川の河川掘削及び河川敷内の樹木伐採、幸橋付近のしゅんせつ工事や、堤防強化、田子の須の河川掘削及び中洲の木の伐採などを実施しております。今年度につきましても、引き続き河川掘削や既設護岸の補修等が予定されております。

次に、総合体育館の大アリーナの空調について、整備を検討したことはあるのかとの御質問にお答えいたします。

これまで、総合体育館本館の大アリーナの空調設備については、緊急防災減災事業債の発行を含め検討してまいりましたが、現在の本市の厳しい財政状況から実現しておりません。引き続き、財源確保のための情報収集を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 次に、チッソ株式会社の業績改善計画について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、チッソ株式会社の業績改善計画について順次お答えします。

まず、チッソ株式会社の「2020～2024年度業績改善計画概要版」によると、液晶部門の拠点効率化に伴う余剰人員の配転が明記されている。水俣工場の雇用への影響を懸念するが、市長は、計画に、詳細について説明を受けているかとの御質問にお答えします。

先ほどの田中議員の御質問にもお答えしましたとおり、事前に、私と副市長に報告がありましたが、内容については、公表されている範囲で説明いただいております。

次に、計画には、水俣地域の経済、雇用等に最大限の配慮をするとあり、国も水俣に対する特段の配慮を求めている。特段の配慮とは、具体的に何を指すか聞いているかとの御質問にお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、事前説明の中で、JNC水俣製造所を重要な戦略拠点として位置づけ、雇用創出、環境配慮、地域貢献を果たすべき役割として、企業活動を行うと伺っております。また、構造改革を進めるに当たり、今後の事業に対して、採用抑制や配置転換などで適正な人員配置を行うとともに、希望退職の対象者の再就職支援なども配慮されると伺っており

ます。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 サンエレのときと同様、会社からは、新聞報道以上の説明は何も受けていないというお答えでした。

改善計画では、液晶部門が構造改革の対象のトップにあげられています。同時に、繰り返し、水俣の地域経済、雇用に最大限の配慮をするという文言が出てまいります。液晶部門のある水俣製造所の人員にどのような影響があるのか。一方で、その影響を緩和するために、何か特段の配慮があるのか、非常に気になってお聞きしたわけですが、詳しいことは聞いておられないようですので、市長御自身のお考えを伺います。1点だけです。

市長は、チッソに、どのような地域貢献を望んでおられるのでしょうか。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員、2回目の御質問にお答えします。

チッソに対しての地域貢献、どのように考えているのかということですが、田中議員の御質問にもお答えしましたとおり、私は、まず、チッソ株式会社においては、中期計画の内容を着実に実行していただき、可能な限り、早期での業績回復を図ることに専念し、しっかりと患者補償を継続していただきたいと考えております。

その上で、JNC株式会社においては、この地において、将来にわたり事業を継続していただくことが最大の地域貢献であると考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 将来にわたり事業を継続していただくことが最大の地域貢献だと言われました。それは私も同感ですし、市民も患者団体もそれを望んできたからこそ、国も財政支援を続けていると理解しております。

一方で、この改善計画を着実に実行してもらいたいと、田中議員にもお答えになりました。改善計画には、一時的という表現は使われておりますけれども、人員の適正化が明確化されています。どの程度の規模になるのか、水俣への配慮があるのかなど、具体的には何も聞いておられない。田中議員の答弁でも、水俣製造所の役割を強調するといった、大変抽象的なものでしかありませんでしたけれども、それでも着実な計画の実行を求めるといのが市長の立場でしょうか。また、その市長の立場は、先方にお伝えになられているのでしょうか。

最後に2点お伺いして、質問は終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 高岡議員、3回目の御質問にお答えします。

2点ございまして、まずは、着実に事業計画を実行してほしいということだが、中身を聞いていないのに、それでも、その着実に事業を実行していくと言えるのかというような御質問でございましたけれども、私としましては、チッソのほうからそういった業績内容についてもいろいろお聞きをいたしております。そういった中で、まずは、一日も早い業績の回復、こういったものが、まず大前提であろうというふうに思っております。そういったものも含めまして、今後、水俣での事業の継続、そして地域貢献、これも大変重要なことであります。それから、先ほども申し上げましたように、患者補償の継続ということも大事なことでございます。そういったことも含めて、この計画の着実な実行ということを進めていただきたいというふうに考えております。

また、この計画に対して、着実に進めていくように伝えているのかということですが、今までも、上京時等には本社を訪問するとともに、関係者と面会をした際などに、機を捉えて、これからも水俣での事業を継続していただき、地域に貢献をしていただくように要望活動しているところでございます。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で、高岡朱美議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

日程第2 休会について

○議長（牧下恭之君） 日程第2、休会についてを議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、明23日は休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって、明23日は休会とすることに決定しました。

○議長（牧下恭之君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、24日午前10時に開き、提出議案の質疑を行います。

本日はこれで散会します。

午前11時37分 散会

令和3年6月24日

令和3年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

質 疑

令和3年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和3年6月24日（木曜日）

午前10時0分 開議

午後10時7分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（設 楽 聡 君）	主 幹（関 洋 一 君）
主 幹（中 村 亮 彦 君）	主 任（藤 澤 亜 未 君）

（説明のため出席した者） 12人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
福 祉 環 境 部 長（高 三 瀧 晋 君）	産 業 建 設 部 長（本 田 聖 治 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総 合 医 療 セ ン タ ー 事 務 部 長（松 木 幸 蔵 君）
教 育 次 長（坂 本 禎 一 君）	上 下 水 道 局 長（金 子 昌 宏 君）
総 務 企 画 部 市 長 公 室 長（鎌 田 み ゆ き 君）	総 務 企 画 部 総 務 課 長（梅 下 俊 克 君）
総 務 企 画 部 地 域 振 興 課 長（柿 本 英 行 君）	総 務 企 画 部 財 政 課 長（岡 本 夫 美 代 君）

○議事日程 第3号

令和3年6月24日 午前10時開議

(付託委員会)

- | | | |
|-----|-------|---|
| 第1 | 議第50号 | 専決処分の報告及び承認について
専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業) |
| 第2 | 議第51号 | 専決処分の報告及び承認について
専第4号 令和2年度水俣市一般会計補正予算 (第18号) (各委) |
| 第3 | 議第52号 | 専決処分の報告及び承認について
専第5号 令和3年度水俣市一般会計補正予算 (第1号) (各委) |
| 第4 | 議第53号 | 専決処分の報告及び承認について
専第6号 令和3年度水俣市一般会計補正予算 (第2号) (総務産業) |
| 第5 | 議第54号 | 専決処分の報告及び承認について
専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算 (第3号) (厚生文教) |
| 第6 | 議第55号 | 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業) |
| 第7 | 議第56号 | 水俣エコハウスの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務産業) |
| 第8 | 議第57号 | 令和3年度水俣市一般会計補正予算 (第4号) (各委) |
| 第9 | 議第58号 | 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) (厚生文教) |
| 第10 | 議第59号 | 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (厚生文教) |
| 第11 | 議第60号 | 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算 (第1号) (厚生文教) |
| 第12 | 議第61号 | 令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算 (第1号) (総務産業) |
| 第13 | 議第62号 | 市道の路線廃止について (総務産業) |
| 第14 | 議第63号 | 市道の路線認定について (総務産業) |
| 第15 | 議第64号 | 財産の取得について (総務産業) |
| 第16 | 議第65号 | 財産の取得について (総務産業) |
| 第17 | 議第66号 | 水俣市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業) |
| 第18 | 議第67号 | 令和3年度水俣市一般会計補正予算 (第5号) (厚生文教) |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案1件、補正予算1件が提出されましたので、議席に配布しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） これから提出議案の質疑に入ります。

日程第1 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第1、議第50号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第2 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第18号）

○議長（牧下恭之君） 日程第2、議第51号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

○議長（牧下恭之君） 日程第3、議第52号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

○議長（牧下恭之君） 日程第4、議第53号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第54号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

○議長（牧下恭之君） 日程第5、議第54号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第55号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第6、議第55号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第56号 水俣エコハウスの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第7、議第56号水俣エコハウスの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第57号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

○議長（牧下恭之君） 日程第8、議第57号令和3年度水俣市一般会計補正予算第4号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第58号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（牧下恭之君） 日程第9、議第58号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第59号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（牧下恭之君） 日程第10、議第59号令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第60号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（牧下恭之君） 日程第11、議第60号令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第61号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（牧下恭之君） 日程第12、議第61号令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第62号 市道の路線廃止について

○議長（牧下恭之君） 日程第13、議第62号市道の路線廃止についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第14 議第63号 市道の路線認定について

○議長(牧下恭之君) 日程第14、議第63号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第15 議第64号 財産の取得について

○議長(牧下恭之君) 日程第15、議第64号財産の取得についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第16 議第65号 財産の取得について

○議長(牧下恭之君) 日程第16、議第65号財産の取得についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第17 議第66号 水俣市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議第67号 令和3年度水俣市一般会計補正予算(第5号)

○議長(牧下恭之君) 日程第17、議第66号水俣市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について及び日程第18、議第67号令和3年度水俣市一般会計補正予算第5号、以上2件を一括して議題とします。

議第66号

水俣市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年6月24日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市手数料条例等の一部を改正する条例

(水俣市手数料条例の一部改正)

第1条 水俣市手数料条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

住民票及び戸籍の附票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条の2に規定する住民票の写しを含む。)の交付	1件につき	300円
個人番号カードの再交付(追記欄の余白が無くなったとき、その他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)	1件につき	800円
住民票記載事項に関する証明	1件につき	300円

を

「

住民票及び戸籍の附票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条の2に規定する住民票の写しを含む。)の交付	1件につき	300円
住民票記載事項に関する証明	1件につき	300円

に

改める。

(水俣市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 水俣市個人情報保護条例(平成13年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「認識」を「識別」に改める。

第22条第5項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7項」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されること等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第67号

令和3年度水俣市一般会計補正予算(第5号)

令和3年度水俣市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,805千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,810,701千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月24日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第5号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,585,464	5,805	2,591,269
	2 国庫補助金	567,735	5,805	573,540
補正されなかった款に係る額		15,219,432		15,219,432
歳入合計		17,804,896	5,805	17,810,701

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3 民生費		5,589,049	5,805	5,594,854
	1 社会福祉費	3,109,169	5,805	3,114,974
補正されなかった款に係る額		12,215,847		12,215,847
歳出合計		17,804,896	5,805	17,810,701

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第66号水俣市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されること等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第67号令和3年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ580万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ178億1,070万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款民生費に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業を計上いたしております。

この財源といたしましては、第14款国庫支出金をもって調整いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第66号及び議第67号について、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い

申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前10時6分 休憩

午前10時6分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

日程第17、議第66号水俣市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について及び日程第18、議第67号令和3年度水俣市一般会計補正予算第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第50号から議第67号までの議案18件は、議席に配布の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（牧下恭之君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、7月1日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、6月30日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時7分 散会

令和3年7月1日

令和3年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

表 決

令和3年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和3年7月1日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前10時41分 閉会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（設 楽 聡 君）	主 幹（関 洋 一 君）
主 幹（中 村 亮 彦 君）	主 任（藤 澤 亜 未 君）

（説明のため出席した者） 12人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
福 祉 環 境 部 長（高 三 瀧 晋 君）	産 業 建 設 部 長（本 田 聖 治 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総 合 医 療 セ ン タ ー 事 務 部 長（松 木 幸 蔵 君）
教 育 次 長（坂 本 禎 一 君）	上 下 水 道 局 長（金 子 昌 宏 君）
総 務 企 画 部 市 長 公 室 長（鎌 田 み ゆ き 君）	総 務 企 画 部 総 務 課 長（梅 下 俊 克 君）
総 務 企 画 部 地 域 振 興 課 長（柿 本 英 行 君）	総 務 企 画 部 財 政 課 長（岡 本 夫 美 代 君）

○議事日程 第4号

令和3年7月1日 午前10時開議

- 第1 議第50号 専決処分の報告及び承認について
専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第51号 専決処分の報告及び承認について
専第4号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第18号）
- 第3 議第52号 専決処分の報告及び承認について
専第5号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 第4 議第53号 専決処分の報告及び承認について
専第6号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第5 議第54号 専決処分の報告及び承認について
専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第6 議第55号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第56号 水俣エコハウスの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第57号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 第9 議第58号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議第59号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議第60号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議第61号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議第62号 市道の路線廃止について
- 第14 議第63号 市道の路線認定について
- 第15 議第64号 財産の取得について
- 第16 議第65号 財産の取得について
- 第17 議第66号 水俣市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議第67号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 第19 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

第20 議第68号 固定資産評価員の選任について

第21 議第69号 人権擁護委員候補者の推薦について

第22 議第70号 人権擁護委員候補者の推薦について

第23 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ち諸般の報告をします。

本日、各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、令和3年6月24日の環境対策特別委員会及び庁舎建替等対策特別委員会において、正副委員長の交代があり、環境対策特別委員長に松本和幸議員が、同副委員長に木戸理江議員が、また、庁舎建替等対策特別委員長に岩村龍男議員が、同副委員長に淵上茂樹議員が選任されました。

次に、本日、市長から、人事案3件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第18号）

日程第3 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

日程第4 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

日程第5 議第54号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

日程第6 議第55号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第56号 水俣エコハウスの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第57号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

日程第9 議第58号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議第59号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議第60号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議第61号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第13 議第62号 市道の路線廃止について

日程第14 議第63号 市道の路線認定について

日程第15 議第64号 財産の取得について

日程第16 議第65号 財産の取得について

日程第17 議第66号 水俣市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議第67号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

○議長（牧下恭之君） 日程第1、議第50号専決処分の報告及び承認についてから、日程第18、議第67号令和3年度水俣市一般会計補正予算第5号まで、18件を一括して議題とします。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長小路貴紀議員。

（総務産業委員長 小路貴紀君登壇）

○総務産業委員長（小路貴紀君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第50号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

改正の主な内容としては、軽自動車税における環境性能割及び種別割の見直し、固定資産税における土地に対する税負担の調整措置の継続及び償却資産の課税標準特例の一部見直し等であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第51号令和2年度水俣市一般会計補正予算第18号中付託分について

て申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っている。

この財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、過疎対策事業ほか7件の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第52号令和3年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第6款商工費に、観光産業緊急対策支援事業を計上している。

この財源としては、第14款国庫支出金、第20款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第53号令和3年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、5月の梅雨前線豪雨による災害復旧のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,941万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ177億2,066万5,000円とするものである。

補正の内容としては、第10款災害復旧費に農林水産施設災害復旧費などを計上している。

この財源としては、第12款分担金及び負担金、第15款県支出金、第18款繰入金、第21款市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、林業施設における測量設計業務委託料が災害復旧工事費よりも高額になっている理由をただしたのに対し、災害復旧工事が小規模な場合、現地の測量や構造計算等をしていく中で、まれに業務委託料のほうが高額になることがあるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第55号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、公営住宅法施行令の一部を改正する政令の施行及び河原団地の除却等に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、河原団地の跡地利用についてただしたのに対し、跡地利用については決まっていない。昨年度末に所管が財政課となっており、今後、計画等があれば協議を進めていくとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第56号水俣エコハウスの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣エコハウスの休館日変更に伴い、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、エコハウスを建築した際の財源についてただしたのに対し、環境省の平成20年度環境共生地域づくり補助金を活用し建築したとの答弁がありました。

さらに、休館日についてただしたのに対し、最低限の維持管理とイベント開催の実績から金曜日から日曜日を開館日とし、それ以外は休館日と定め、今後の利活用については引き続き検討していくとの答弁がありました。

本議案については、討論があり、二酸化炭素を排出しない住宅というのは今後さらに求められると思われる。一旦縮小ではなく、活性化しながら方向性を見出すべきであり、補助金を活用していることから環境省とも相談する必要があると思われるため、反対であるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第57号令和3年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第5款農林水産業費に、特用林産物産地化振興事業、第6款商工費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、第8款消防費に、防災計画関係経費などを計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、職員研修の計画についてただしたのに対し、新型コロナウイルス感染症の影響で職員研修が滞っており、会議や打ち合せ等がリモートでの実施となっている。まずは、ITデバイスを使いこなす能力、地域の魅力をアピールする能力、地域の活性化に積極的に取り組む姿勢を強化するため、係長、主幹、課長補佐級を対象として集中的に実施したいとの答弁がありま

した。

また、ハザードマップ作成に向けての調査方法についてただしたのに対し、2019年3月に作成したハザードマップをもとに、それ以降に更新、状況が変わった箇所を反映させ、できる限り最新の情報で作成したいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入及び支出の額をそれぞれ733万7,000円減額し、補正後の収益的収入の額を8億9,481万5,000円に、収益的支出の額を9億492万円とし、第4条に定める資本的収入の額を1,701万3,000円増額し、補正後の額を5億4,036万5,000円に、また、資本的支出の額を518万1,000円増額し、補正後の額を8億5,151万5,000円とするものである。

補正の主な内容としては、収益的収入において、人件費に係る繰入金の減額、資本的収入において、企業債の借入額増加等に伴う繰入金の減額、収益的支出及び資本的支出において人事異動に伴う人件費の調整を行っている。

このほか、企業債の補正として、公共下水道事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、第3条に定める収益的収入及び支出が赤字で編成されていることをただしたのに対し、令和2年度決算確定後、公共下水道事業経営戦略の見直しを行い、今後改めて議会に対して現在の経営状況及び経営健全化に向けた事業方針等の説明を予定している。現状では独立採算が図られていない公共下水道事業について、一般会計からの持ち出しである繰入金を抑えるための方策を具現化することで、健全な予算編成につながるものと考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第62号市道の路線廃止について申し上げます。

本案は、熊本県が実施する仁王木地区の農地区画整理に伴い、整備区域の中央部を通る市道仁王木2号線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第63号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、仁王木2号線について、区画整理に影響のない区間は、これまでどおり市道として認定する必要があり、また、古城8号線は、地域住民の避難路として整備し市道として認定する必

要があるため、道路法第8条第2項の規定により提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今後、古城8号線は、市が整備を行うのかとただしたのに対し、市道として認定されれば通常の市道扱いで整備を行うことになるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第64号財産の取得について申し上げます。

本案は、新庁舎備品購入（デスク等）のため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものである。

令和3年5月25日に指名競争入札を実施し、取得金額3,608万円で有限会社たかやまと備品購入の仮契約を締結しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第65号財産の取得について申し上げます。

本案は、新庁舎備品購入（収納庫）のため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものである。

令和3年5月25日に指名競争入札を実施し、取得金額2,629万円で有限会社たかやまと備品購入の仮契約を締結しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第66号水俣市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されること等に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、厚生文教委員長桑原一知議員。

（厚生文教委員長 桑原一知君登壇）

○厚生文教委員長（桑原一知君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、専決処分されました議第51号令和2年度水俣市一般会計補正予算第18号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、歳出予算において事業費の確定に伴い、予算額の調整を行っている。その財源として、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、家庭部門低炭素総合事業ほか1件の変更を計上している。

地方債の補正として、過疎対策事業ほか1件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、医療従事者等慰労金について、その対象者と内容についてただしたのに対し、実際に病棟等で感染者の治療に従事する人が10万円、それ以外の職員は5万円との答弁がありました。

また、新たに購入したスクールバスの運用状況についてただしたのに対し、今回購入した14人乗りのスクールバスは久木野線、石坂川線などの路線に使用している。20年以上使用したバスを更新したものであり、特に実際の運行ルートや用途に変更はないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第52号令和3年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業を計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第20款諸収入をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金は、ひとり親世帯に対するものかとただしたのに対し、基本的には児童扶養手当が支給されているひとり親世帯に対するもので、その児童数に応じて特別給付金を支給している。ただし、それ以外にも、年間をとおして収入が減少したひとり親世帯にも給付することになるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第54号令和3年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,939万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ177億5,006万2,000円とするものであります。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）給付事業、第4款衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種事業を計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、コロナワクチンを運ぶ業者は特別な業者か、また特別な車をもって運んでいるのかとただしたのに対し、ワクチンは保冷バッグに入れて配送しているので、特別な業者や冷凍車が必要だということではないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第57号令和3年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に、ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業、第9款教育費に小中学校検診事業などを計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣病資料館の来館者の推移についてただしたのに対し、近年は4万人前後で推移していたが、昨年度はコロナの影響で臨時休館や来館者を制限したこともあり、2,671人であったとの答弁がありました。

また、コロナワクチン接種予約時の職員の勤務状況についてただしたのに対し、初日、2日目と大変な状況であったが、3日目ぐらいから落ち着いてきて、現在は十分な対応ができているものと考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第58号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ46万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ37億7,956万8,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に人事異動等による人件費の増額などを計上している。

これらの財源としては、第4款県支出金、第6款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しま

した。

次に、議第59号令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ763万7,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億3,225万円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人事異動等に伴う人件費の減額を計上している。

これらの財源としては、第3款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第60号令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ201万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ38億4,962万7,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款総務費において、人事異動等に伴う人件費の増額を計上している。

これらの財源としては、第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第67号令和3年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ580万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ178億1,070万1,000円とするものであります。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業を計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和3年6月25日

総務産業常任委員長 小 路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第18号）付託分	承 認	全員賛成
議第52号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第1号）付託分	承 認	全員賛成
議第53号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	承 認	全員賛成
議第55号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第56号	水俣エコハウスの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議第57号	令和3年度水俣市一般会計補正予算（第4号）付託分	原案可決	全員賛成
議第61号	令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第62号	市道の路線廃止について	原案可決	全員賛成
議第63号	市道の路線認定について	原案可決	全員賛成
議第64号	財産の取得について	原案可決	全員賛成
議第65号	財産の取得について	原案可決	全員賛成
議第66号	水俣市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和3年6月25日

厚生文教常任委員長 桑 原 一 知

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第18号）中付託分	承 認	全員賛成
議第52号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第1号）中付託分	承 認	全員賛成
議第54号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	承 認	全員賛成
議第57号	令和3年度水俣市一般会計補正予算（第4号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第58号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第59号	令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第60号	令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第67号	令和3年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	原案可決	全員賛成

○議長（牧下恭之君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいま、委員長から審査報告の説明がありました本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

議第56号については高岡朱美議員、藤本壽子議員から、討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。議第56号水俣エコハウスの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論を行います。

エコハウスのホームページを見ますと、エコハウス事業について、次のような紹介があります。

環境省の補助事業で、それぞれの地域の気候風土や特色を生かしたエコハウスを建て、普及に取り組むため、平成21年4月に、水俣市を含めた全国から20の自治体選ばれました。また、建設、居住、改修、建替えのライフサイクルにわたって環境負荷が少なく、快適な暮らしを実現するため、ライフサイクル全体で環境負荷低減CO₂削減が可能な住宅設計手法(エコハウス設計手法)を活用してつくる住宅です。

これを読んで、本事業がすでに役割を終えた事業だと感じる人がいるのでしょうか。それどころか、今後ますます普及が望まれる事業だと思ふ人のほうが多いのではないのでしょうか。より多くの人に、建物の特徴や快適さを体験してもらうには、いつでも気軽に見学できることが必要で、開館日を半数以下に減らすこの条例改正には、合理性がないといわなければなりません。環境モデル都市としての責務を考えても、目的達成のために、さらに移築等も含めた普及効果のある運用を追求すべきだということをも主張し、討論を終わります。

○議長(牧下恭之君) 次に、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。私は、議第56号水俣エコハウスの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論いたします。

御存じのとおり、2010年に環境省の21世紀環境共生型住宅モデル事業によるエコハウスが、全国20の地域にあります。環境建築への旅という本がございますが、この本の中に、10年後が紹介されています。その中でも、水俣市のエコハウスは、評価が高く、このように記述してあります。

水俣市の市道で、かなり活動的に活用されている。水俣の山の木を使って、エコハウスでレクチャーを受け、考え方の一部を採用すれば、補助金を出しているのは、非常に有効である。通常

は、市内外から、外国からも個人、グループの見学や水俣市の低炭素補助金の申請のための見学、市民や建築士の会議や打ち合わせの場として、無料住宅相談会、宿泊体験などが行われている。

そのほかにも、子供たちの遊び場、勉強場所、畑づくり、保存食づくり、伝統的な建築素材での体験、学習の場としてあります。

私が住んでおります18区おれんじ館近くにありますが、このごろは、近所から憩いの場として親しまれるようになり、来館者も多くなっています。

さて、今回のエコハウスの休館を多くするという条例改正ですが、その理由が釈然としません。また、それどころか、これからがこの施設が意味を持つ時代になってくるのではないかと思います。市産材を有効に使っていくということ、工法から素材までエネルギーをできるだけ使わないで作ったモデルハウスは、今後の水俣市にとって大変有意義なものであると思います。当初、設計費の高額なことなどに私も驚きましたけれども、今後は、CO₂削減として、最も有効性があるといわれる森林の保全、森林の活用に大きな役目を果たしていく施設になると考えます。6月30日付の熊本日日新聞に掲載されておりましたが、県内球磨村などでは、森林サービス産業創出協議会がたちあがったとあります。エコハウスは、このような取り組みに今後連携できる大切な施設であると考えます。水俣環境未来都市実現のためにも、この活動を縮小させる今回の条例改正には、納得ができません。

よって、本条例改正については、反対であります。趣旨を御理解いただき、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（牧下恭之君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第50号専決処分の報告及び承認についてから、議第54号専決処分の報告及び承認についてまで、5件を一括して採決します。

本5件に対する委員長報告はいずれも承認であります。

本5件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本5件は、いずれも委員長報告のとおり承認しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第55号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第56号水俣エコハウスの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、挙手により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（牧下恭之君） 挙手多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第57号令和3年度水俣市一般会計補正予算第4号から、議第67号令和3年度水俣市一般会計補正予算第5号まで、11件を一括して採決します。

本11件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本11件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本11件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第19 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（牧下恭之君） 日程第19、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和3年6月25日

総務産業常任委員長 小 路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和3年6月25日

厚生文教常任委員長 桑 原 一 知

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会議

会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和3年6月24日

議会運営委員長 岩村 龍男

水俣市議会議長 牧下 恭之 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第20 議第68号 固定資産評価員の選任について

日程第21 議第69号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第22 議第70号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（牧下恭之君） 日程第20、議第68号固定資産評価員の選任についてから、日程第22、議第70号人権擁護委員候補者の推薦についてまで、3件を一括して議題とします。

議第68号

固定資産評価員の選任について

本市の固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求めます。

令和3年7月1日提出

水俣市長 高岡 利治

住 所 水俣市旭町1丁目2番32号

氏 名 丸山 健一

生年月日 昭和42年9月29日

（提案理由）

職員の人事異動に伴い、新たに固定資産評価員として、本案のように選任しようとするものである。

議第69号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求めます。

令和3年7月1日提出

水俣市長 高岡 利治

住 所 水俣市初野53番地

氏 名 本田 真一

生年月日 昭和32年4月2日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

議第70号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

令和3年7月1日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市陣内1丁目14番3号

氏 名 小形 美千代

生年月日 昭和28年3月25日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第68号固定資産評価員の選任について申し上げます。

本案は、本年4月1日に実施いたしました市職員の人事異動に伴い、固定資産評価員である税務課長が交代いたしましたので、現税務課長の丸山健一君を選任しようとするものであります。

次に、議第69号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、牛迫秀基委員が令和2年12月31日をもって退任されましたが、後任として本田真一氏を推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格、識見ともに優れた方で、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

次に、議第70号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、前嶋道子委員の任期が令和3年9月30日をもって満了となりますが、後任として小形美千代氏を推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格、識見ともに優れた方で、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第68号から議第70号まで、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願いいたします。

○議長（牧下恭之君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま、市長から提案理由の説明がありました本3件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本3件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって本3件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本3件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第68号から議第70号までは、人事案件ですので、これより1件ずつ採決します。

まず、議第68号固定資産評価員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

次に、議第69号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案による者を、適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案による者を、適任と認めることに決定しました。

次に、議第70号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案による者を、適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案による者を、適任と認めることに決定しました。

日程第23 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について

○議長（牧下恭之君） 日程第23、水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

去る6月11日付けで、岩阪雅文議員が水俣芦北広域行政事務組合議会議員を辞職され、欠員となったため、同組合代表理事から、同組合議会の議員1人を選出するよう要請がっております。

これから水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました水俣芦北広域行政事務組合議会議員に、牧下恭之を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました牧下恭之を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって、牧下恭之が、水俣芦北広域行政事務組合議会議員に当選しました。

ただいま当選しました牧下恭之に対し、水俣市議会会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

○議長（牧下恭之君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで、令和3年第2回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 旧議長 岩 阪 雅 文

新議長 牧 下 恭 之

旧副議長 牧 下 恭 之

署名議員 木 戸 理 江

署名議員 谷 口 明 弘

令和3年6月第2回水俣市議会定例会（6月11日～7月1日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市税条例等の一部を改正 する条例の制定について	6月11日	総務産業	7月1日 承認	
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 令和2年度水俣市一般会計補 正予算（第18号）	6月11日	各 委	7月1日 承認	
議第52号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 令和3年度水俣市一般会計補 正予算（第1号）	6月11日	各 委	7月1日 承認	
議第53号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 令和3年度水俣市一般会計補 正予算（第2号）	6月11日	総務産業	7月1日 承認	
議第54号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 令和3年度水俣市一般会計補 正予算（第3号）	6月11日	厚生文教	7月1日 承認	
議第55号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の 制定について	6月11日	総務産業	7月1日 原案可決	
議第56号	水俣エコハウスの設置等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	6月11日	総務産業	7月1日 原案可決	
議第57号	令和3年度水俣市一般会計補正予算（第 4号）	6月11日	各 委	7月1日 原案可決	
議第58号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会 計補正予算（第1号）	6月11日	厚生文教	7月1日 原案可決	
議第59号	令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会 計補正予算（第1号）	6月11日	厚生文教	7月1日 原案可決	
議第60号	令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予 算（第1号）	6月11日	厚生文教	7月1日 原案可決	
議第61号	令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正 予算（第1号）	6月11日	総務産業	7月1日 原案可決	
議第62号	市道の路線廃止について	6月11日	総務産業	7月1日 原案可決	
議第63号	市道の路線認定について	6月11日	総務産業	7月1日 原案可決	
議第64号	財産の取得について	6月11日	総務産業	7月1日 原案可決	
議第65号	財産の取得について	6月11日	総務産業	7月1日 原案可決	

議第66号	水俣市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について	6月24日	総務産業	7月1日 原案可決	
議第67号	令和3年度水俣市一般会計補正予算(第5号)	6月24日	厚生文教	7月1日 原案可決	
議第68号	固定資産評価員の選任について	7月1日	省 略	7月1日 同 意	
議第69号	人権擁護委員候補者の推薦について	7月1日	省 略	7月1日 適 任	
議第70号	人権擁護委員候補者の推薦について	7月1日	省 略	7月1日 適 任	

〔選 挙〕

件 名	選挙月日	当 選 人	備 考
議長の選挙について	6月11日	牧 下 恭 之	投 票
副議長の選挙について	6月11日	谷 口 明 弘	投 票
水俣芦北広域行政事務組合議会議員選挙について	7月1日	牧 下 恭 之	指名推選

〔選 任〕

件 名	選任月日	氏 名
常任委員及び議会運営委員の選任について	6月11日	(参考資料参照)
環境対策特別委員の補欠選任について	6月11日	(参考資料参照)
高速交通対策特別委員の補欠選任について	6月11日	(参考資料参照)

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告2号	繰越明許費の報告について	6月11日
報告3号	事故繰越しの報告について	6月11日
報告4号	予算の繰越しの報告について	6月11日
報告5号	予算の繰越しの報告について	6月11日
報告6号	株式会社みなまたの経営状況報告について	6月11日
報告7号	水俣市土地開発公社の経営状況報告について	6月11日

〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	7月1日	総務産業	7月1日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	7月1日	厚生文教	7月1日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	7月1日	議会運営	7月1日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について	水俣市陣内1丁目 2-11 小笠原 雄太郎	厚生文教	6月11日	継続審査

(参考)

水俣市議会構成一覽表

(令和3年7月1日現在)

議 長	牧 下 恭 之	令和3年6月11日当選
副 議 長	谷 口 明 弘	令和3年6月11日当選
監 査 委 員	真 野 頼 隆	令和元年5月17日同意

常任委員会

(令和3年6月11日選任)

委員会名	正副委員長	委 員			担当書記
総務産業 定数8人	(正) 小路 貴紀	田中 睦	淵上 茂樹	真野 頼隆	藤澤
	(副) 田口 憲雄	平岡 朱	木戸 理江	岩阪 雅文	
厚生文教 定数8人	(正) 桑原 一知	牧下 恭之	杉迫 一樹	岩村 龍男	関
	(副) 松本 和幸	高岡 朱美	藤本 壽子	谷口 明弘	

議会運営委員会 (定数6人)

(令和3年6月11日選任)

正副委員長	委 員			担当書記
(正) 岩村 龍男	高岡 朱美	藤本 壽子		中村
(副) 小路 貴紀	桑原 一知	松本 和幸		

特別委員会

(令和元年5月16日設置・選任)
(令和3年6月11日、24日一部変更)

委員会名	正副委員長	委 員				担当書記
環境対策 定数7人	(正) 松本 和幸	高岡 朱美	桑原 一知	岩村 龍男	関	
	(副) 木戸 理江	小路 貴紀	藤本 壽子			
高速交通対策 定数8人	(正) 田口 憲雄	平岡 朱	杉迫 一樹	真野 頼隆	藤澤	
	(副) 田中 睦	淵上 茂樹	谷口 明弘	岩阪 雅文		
庁舎建替等対策 定数8人	(正) 岩村 龍男	田中 睦	小路 貴紀	谷口 明弘	関	
	(副) 淵上 茂樹	高岡 朱美	桑原 一知	松本 和幸		

※太字は補欠選任